

平成26年度 那珂市 行政評価

外部評価委員会(市民判定人方式)

と き 平成26年11月8日(土)

ところ 那珂市中央公民館 1階 大会議室

◆ 傍聴される皆様へのお願い

以下の事項についてご協力をお願いいたします。

委員長や事務局の指示に従っていただけない場合には、退場していただくこともあります。

- ◎ 評価中は、静かに傍聴してください。会場への入退場・座席の移動は自由ですが、評価の妨げとならないようお願いします。
- ◎ 会場内での録音・撮影等の規制はしていませんが、録音・録画した記録媒体等につきましては、使用方法によっては、トラブルの原因となることもありますので、『使用者の責任』において取り扱ってください。また、撮影等の際は、評価の妨げにならないようお願いします。
- ◎ 評価の内容に公然と批評を加えたり、拍手その他の方法により、賛成、反対などの意向を表明しないでください。
- ◎ 会場内に傍聴者の意思を表明するもの（のぼり、旗、プラカード、横断幕等）を持ち込まないでください。

◆ その他、ご留意いただきたい事項

- ◎ 傍聴者からのご質問は、一切受け付けしませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎ マスコミ関係者が取材に入る可能性があります。会場内の様子がテレビや新聞などで報道される場合もあります。
- ◎ 外部評価委員会の評価結果が市の最終判断となるものではありませんが、市は、判定結果を十分尊重したうえで検討を行い、今後の市の方針を決定いたします。

◆ アンケートにご協力ください。

今後の市政運営の参考とさせていただきますので、アンケート用紙に外部評価等に関するご意見・ご感想をご記入のうえ、回収箱へご投函ください。



ひまわり大使

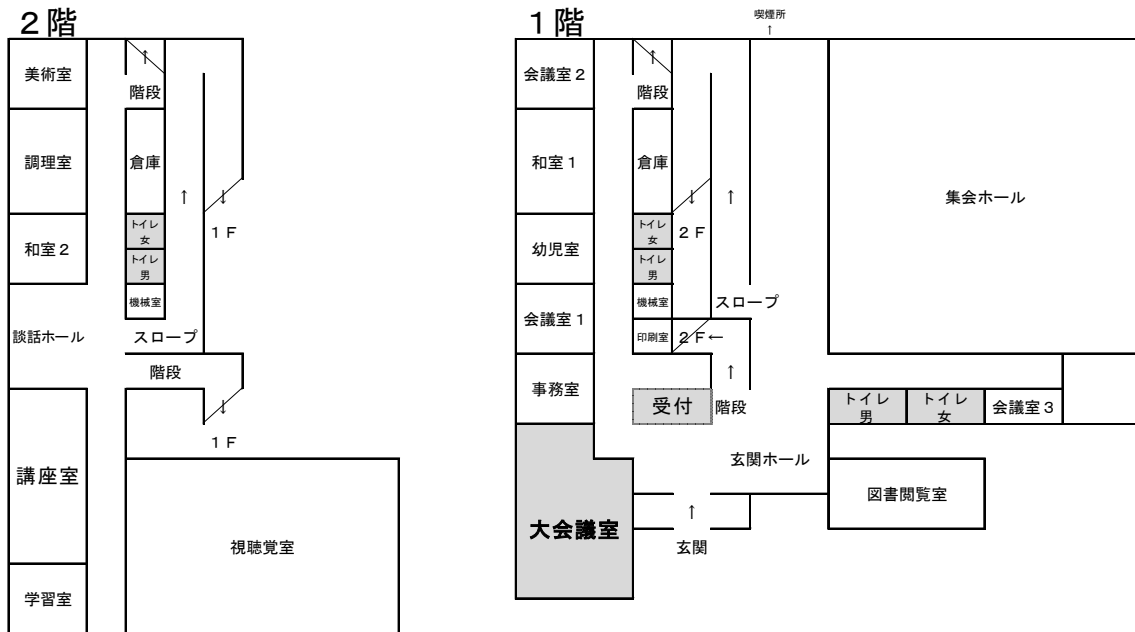
ナカマロちゃん

那珂市 行財政改革推進室

◆ 目 次 ◆

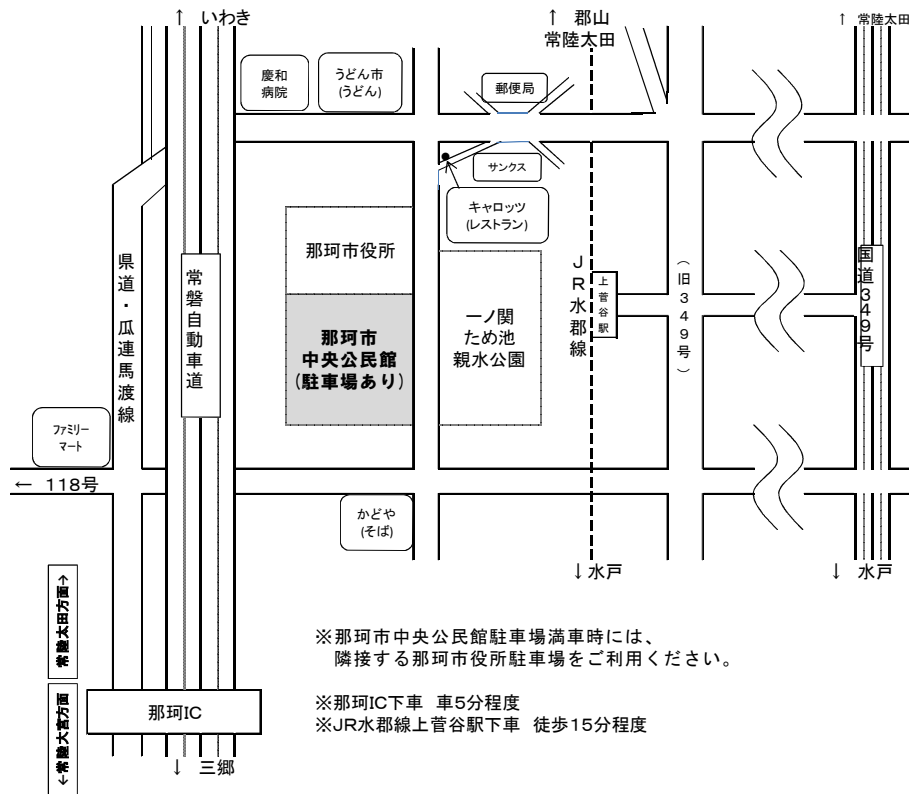
◎ 会場位置図	-----	1
◎ 平成26年度那珂市外部評価について	-----	2
◎ 外部評価委員・市民判定人について	-----	3
◎ 日程表	-----	4
◎ 外部評価対象事業の事務事業評価シート・説明資料		
1 ごみ啓発等推進事業	（市民生活部 環境課） -----	6～11
2 各種検診事業	（保健福祉部 健康推進課） -----	12～17
3 家庭児童相談事業	（保健福祉部 こども課） -----	18～21
4 職員研修事業	（総務部 総務課） -----	22～31
5 商工会補助事業	（産業部 商工観光課） -----	32～41
6 市民自治組織支援事業	（市民生活部 市民協働課） -----	42～49

◎ 会場位置図



外部評価以外にも行事が予定されています。ご了承ください。
指定場所以外は禁煙/飲食禁止です。

(那珂市中央公民館への道順)



◎ 平成26年度那珂市外部評価について

【趣旨】

市では、透明性の高い開かれた市政を推進するため、市が行うさまざまな事業について毎年度行政評価を行い、その評価結果を公表するだけでなく、評価結果に外部の有識者のかたの意見を取り入れる「外部評価」を実施してまいりました。特に平成24・25年度については、無作為抽出した市民のかたに「市民判定人」としてご参加いただく「事業仕分け」を実施し、2年間で合計47名のかたに市民判定人としてご協力いただきました。

本年度についても、市が実施する評価の客観性及び透明性を確保するため、また、より一層市民のみなさまとともに効果的で効率的な行財政改革を推進し、併せて市職員の意識改革・資質向上を図るために、引き続き外部からの意見を取り入れ、外部の視点で、公開の場において外部評価を行うこととし、特に、事業仕分けで培ったノウハウとメリットを生かした「市民参加型による外部評価」を実施することといたしました。

【実施方法】

平成26年度那珂市外部評価は、対象とした事業ごとに、外部評価委員と対象事業担当職員との質疑をお聞きいただいたうえで、市（担当課長及び部長）が行った評価が妥当かどうか、評価シートに理由とともに記入し判定を行っていただく「市民判定人」のかたの評価により行います。

- ・1事業あたり50分程度の時間をかけ、公開にて行います。
- ・評価は、市民判定人の多数決により決定します。
- ・外部評価終了後、市は評価結果を参考に、事業ごとに今後の方針を決定し、後日公表いたします。

【対象事業】

市では、「事務事業評価」として、市が実施している事業のうち予算額が50万円以上の事業について、実施や手順が法律で定められている事業を除き、毎年度担当課長及び担当部長により事務事業評価を実施し、事業の対象者・手法・意図する成果等について定期的な見直しを行っています。

本年度の外部評価対象事業は、平成25年度中に市が実施した674事業のうち、評価を行った222事業のなかから、過去に外部評価・事業仕分けの対象とした事業を除き、市民生活や市内事業者の活動に密接に関連する事業を優先し、外部評価委員会にて6事業を選定しました。

【判定結果の取扱い】

判定結果については、それぞれ内訳を示し、当日会場にて公表するとともに、後日ホームページ等にて外部評価委員や市民判定人の皆様の意見とともに公表いたします。

あわせて、判定結果を尊重し、来年度以降の事業に反映させるため、外部評価実施後速やかに市の対応について検討を開始し、方向性を決定・公表してまいります。

◎外部評価委員・市民判定人について

(順不同・敬称略)

	氏名	所属等
委員長	伊藤 伸	一般社団法人 構想日本 ディレクター (理事)
副委員長	1人	
委員	3人	
市民判定人	9人	

本年度の外部評価においては、対象事業の選定のほかに、市民判定人のかたの評価の参考となるよう対象事業担当職員との質疑を行っていただくため、外部の有識者に委員をお願いいたしました（評価は市民判定人の多数決によって決定することとしています）。

特に本年度は、市民判定人のかたに各事業のポイントや問題点を容易に把握していただけるよう、当市と似た産業構造の市町村や、合併を経験した市町村など、県内他市の職員を中心に上記の5名のかたに外部評価委員を委嘱いたしました。

また、市民判定人は、20歳以上の市民の皆様の中から無作為に抽出した400名に郵送にて意向調査を行い、希望されたかたに対し、市民判定人としての参加を依頼いたしました。

◎ 日程表

◆ 開会式 午前9時15分～

	開始予定時刻	内容	担当課
1	午前 9時30分	ごみ啓発等推進事業	市民生活部 環境課
2	午前 10時30分	各種検診事業	保健福祉部 健康推進課
3	午前 11時30分	家庭児童相談事業	保健福祉部 こども課
		(休憩)	
4	午後 1時30分	職員研修事業	総務部 総務課
5	午後 2時30分	商工会補助事業	産業部 商工観光課
6	午後 3時30分	市民自治組織支援事業	市民生活部 市民協働課

◆ 閉会式 午後4時45分～

※評価の進行状況により、開始予定時刻が前後することもあります。

外部評価対象事業

- ・ 事務事業評価シート
- ・ 説明資料

市では、「事務事業評価」として、市が実施している事業のうち予算額が 50 万円以上の事業について、実施や手順が法律で定められている事業を除き、毎年度担当課長及び担当部長により事務事業評価を実施し、事業の対象者・手法・意図する成果等について定期的な見直しを行っています。

今回の外部評価対象事業以外の事業に関する評価についても、後日、事務事業評価シートを公表する予定です。また、過去の事務事業評価シートについては、市ホームページからご覧いただくことができます。

ホームページ>市政>行政評価>評価結果

<http://www.city.naka.lg.jp/page/dir001125.html>

評価対象年度	平成25年度		事務事業評価シート			作成日	平成26年	5月	29日
						点検日	平成26年	6月	24日
事務事業名	ごみ啓発等推進事業					事業類型	一般事務		
担当部課G等	市民生活部 環境課		環境グループ		記入者氏名	課長 大沼善則			
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第2章 安全で快適な住みよいまちづくり					■ 実施計画 対象事業	
	施策名		5 地球にやさしい循環型社会への転換を図る						
	基本事業名		1 廃棄物の抑制とリサイクルの推進						
予算科目	会計	一般会計	款	項	目	事業名	根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
			04	02	01	ごみ啓発等推進事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 平成6年度～)			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度～ 年度)			
事業概要									
【全体概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物の抑制等が示されているため地域の環境保全及び廃棄物の排出抑制、分別、再資源化を積極的に推進する。				【業務内容】 指定ごみ袋の作成及び販売業務委託 生ごみ処理機器の購入補助 市内一斉清掃 班未加入世帯への資源物日程表配布					

1 現状把握の部(DOシート)												
(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移												
						単位	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (計画)	28年度 (計画)	
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等						④対象指標(対象の大きさを表す指標)						
全世帯・ごみ排出量(可燃ごみ)						市内世帯数	戸	21,142	21,500	21,729	21,900	22,200
						ごみ排出量(可燃ごみ)	t	14,206	14,183	14,100	14,060	14,030
②手段(具体的な事務事業のやり方)						⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
家庭用生ごみ処理機器購入に要した費用の1/2に相当する額を補助(上限補助額:電動生ごみ処理機器20千円、コンポスト3千円) 指定ごみ袋を作成し商工会へ販売委託により小売店へ販売され、小売店から消費者が購入し指定ごみ袋を使いごみの排出をしている。						生ごみ処理機補助金交付額	千円	244	209	244	244	244
						生ごみ処理機補助金申請基数	基	46	35	46	46	46
						指定ごみ袋販売枚数	枚	2,521,500	2,842,500	2,530,000	2,530,000	2,530,000
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか)						⑥成果指標(対象における意図された対象の程度)						
生ごみを減量化することで家庭から排出されるごみの抑制を図り指定ごみ袋で分別の徹底により減量・資源化を図る。						生ごみ処理機補助金交付基数	基	46	35	46	46	46
						減量することができた家庭可燃ごみ排出量(1日当たり)	kg	17.82	13.56	17.82	17.82	17.82
						1日一人あたりの家庭可燃ごみ排出量	g	483.05	479.52	476.50	473.90	471.15
(2)投入量の推移												
		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(見込)	27年度(計画)	28年度(計画)	全体計画				
事業 費 内 訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0				
	県支出金	千円	0	0	0	0	0	0				
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0				
	その他	千円	15,568	18,540	20,567	20,567	20,567	0				
	一般財源	千円	0	0	0	0	0	0				
事業費計(A)		千円	15,568	18,540	20,567	20,567	20,567	0				
人件費	千円	659	758	758	758	758	758	0				
正職員	千円	0	0	0	0	0	0	0				
正規外職員	千円	659	758	758	758	758	758	0				
人件費計(B)		千円	659	758	758	758	758	0				
投入量(A)+(B)		千円	16,227	19,298	21,325	21,325	21,325	0				
(3)事務事業の環境変化・市民意見等												
①事業を始めたきっかけ			家庭ごみ排出量が年々増加し、費用の負担増となっている。減量・資源化を推進し衛生の向上に寄与。指定ごみ袋で分別を図り減量化の目的で実施。更に、ごみ減量のため生ごみ処理機補助をし排出されるごみ減量も図る。									
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)			減量化・資源化に有効な手段として定着している。近年、指定袋原材料の単価が高騰している。電動生ごみ処理機器はH12年から補助対象とし、H20年から7年経過による代替購入を対象とした。									
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)			生ごみ処理機、コンポストの利用実態と実効性を検証し、ごみの減量化につながっているか周知する必要がある。									

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み

前年度の評価の結果、どのように取り組みましたか？ また、取り組み後どのように変わりましたか？ 見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前年度最終評価) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持	(前年度評価結果を踏まえた見直し内容) ぐみ減量の手法としてコンポスト活用を市民に周知を図り利用者の増加を図った。利用者に対してアンケートを実施し状況と成果の検証を引き続き実施。また、ごみ袋作成や販売を常陸大宮市と個別に実施するため非効率であり、大宮環境整備組合が一括して実施することで効率化を図るため常陸大宮市と引き続き働きかけを行う。	(予算への反映) <input type="checkbox"/> 削減 (事業費 0 千円) (人件費 0 千円) <input checked="" type="checkbox"/> 増加 (事業費 2,972 千円) (人件費 0 千円) <input type="checkbox"/> 反映なし
---	---	---	---

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 市関与の妥当性 ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？ ●国や県ではなく、市が実施する理由はなんですか？ ●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	■ 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ぐみの処理・減量化については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められている。ぐみの適正処理により環境を守る取り組みと資源リサイクルとして行政の関与は妥当である。
有効性評価	② 成果の向上余地 ●当初の見通しに沿った成果となっていますか？ ●成果が一部の対象者に限定されていませんか？ ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？	<input type="checkbox"/> 余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 前年度比で補助金交付件数が減少しているため、普及啓発・PR内容を変更しなければならない
評価	③ 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか？ ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？	■ 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 類似事業はなく生ごみを減量化することで廃棄物の抑制が図られる。また指定ごみ袋に入れて排出することにより分別と抑制につながる。
効率性評価	④ 事業費や人件費の削減余地 ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？ ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？ ●事業目的にそぐわない支出はありませんか？	■ 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 補助金廃止による購入意識やリサイクルに対する意識低下を招く。また指定ごみ袋の事業は「契約締結」「販売管理」「委託料支払」であり業務量は比較的小さく人件費はほとんどない。
公平性評価	⑤ 受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？ ●受益者負担を求める事業ではない負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	■ 適正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない ぐみの排出者の排出量に対してごみ袋が必要となるため、受益者の負担割合は適正である。

3 計画の部(PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載

終了 廃止 休止 統廃合
 継続 → 見直し(改革・改善) → 目的の再設定 有効性の改善 効率性の改善
 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)

改革・改善の具体的な内容(改革案・実行計画)
生ごみ処理機の活用により家庭から排出

改革・改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			⊗
	低下			⊗

(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)
 担当部長としての意見・考え方(1次評価者と同じの場合も記入)
 ごみ減量化のため、生ごみ処理機やコンポストの有効性をより一層PRし、普及啓発を図る必要がある。

(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)

(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)

那珂市

ごみ分別の手引き

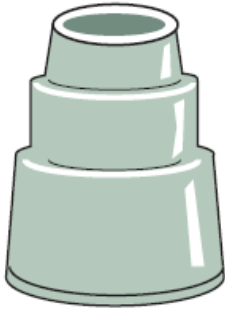
保存版



ごみの減量にご協力ください！

堆肥をつくろう

生ごみの減量を!



生ごみ処理機



できた堆肥は、
庭やプランターで
利用しましょう。

生ごみ処理機の購入費を補助

市では、生ごみ処理機の購入に際して補助金を出しています。購入料金の半額(税抜)で最高限度3,000円、1世帯2基まで(電動式は20,000円、1基のみ)です。

詳しくは、環境課 298-1111(代) までお問い合わせください。

環境センター 受付時間・処理料金等について

受付時間	月～金	8:30～11:30 / 13:00～16:30
	土	8:30～11:30
処理料金	90kgまで	300円
	90kgを超えた部分は10kgにつき	150円

施設休業日

日曜日、祝日(振替休日)
お盆期間(お知らせ版・HPに掲載)
12月30日～1月4日



那珂市静1894 ☎296-1744

問い合わせ先

燃えるごみ

那珂市役所市民生活部
環境課

☎ 298-1111(代)

カン類・ペットボトル

ビン類・紙類

有害ごみ・発泡スチロール・粗大ごみ

大宮地方環境整備組合
環境センター

☎ 296-1744

(住所 那珂市静1894番地)

「資源物の持ち去り」を見かけたら連絡を!

資源物(特に古新聞)をごみステーションから持ち去る行為が多発しています。この行為は、本来なら市の収入になるものを盗んでいくこととなり、分別に協力している市民の皆さんのリサイクル意欲を削ぐもので、許されない行為です。『那珂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』が施行され、ごみステーションに出された資源物の所有権は市にあることを明確にし、市が指定する事業者以外の者が資源物を収集・運搬することは禁止されています。ごみステーションからの資源の持ち去りは条例に違反する行為ですので、見かけたときはご連絡ください。

●那珂市役所 市民生活部 環境課 ☎298-1111(代) ●那珂警察署 ☎352-0110

平成25年度 那珂市ごみ収集事業関連業務事業費一覧

(歳入)

可燃ごみ指定袋代等	38,505,600	ごみ袋販売代金
-----------	------------	---------

(歳出)

事業名	支出額	財源		内容
		一般財源	その他	
ごみ啓発等推進事業	18,540,850	0	18,540,850	不法投棄等看板作成
				班外日程表送付
				指定ごみ袋作成委託・指定ごみ袋販売業務委託
				一斉清掃片づけ用トラック賃貸
				生ごみ処理機器補助金
大宮地方環境整備組合負担金	434,549,000	434,549,000	0	大宮地方環境整備組合に対する負担金
家庭系可燃ごみ収集事業	97,325,550	77,360,800	19,964,750	家庭可燃ごみ収集業務委託
総額	550,415,400	511,909,800	38,505,600	

- メモ -

A series of 30 horizontal dashed lines, spaced evenly down the page, intended for writing notes.

評価対象年度	平成25年度		事務事業評価シート			作成日	平成26年	6月	6日			
						点検日	平成26年	6月	23日			
事務事業名	各種検診事業					事業類型	業務委託					
担当部課G等	保健福祉部 健康推進課		健康増進G		記入者氏名	課長 菊池正明						
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり			■ 実施計画 対象事業						
	施策名		6 健康で生きがいをもって暮らせる保健体制の充実を図る									
	基本事業名		1 各種健診と予防事業の推進									
予算科目	会計	一般会計	款	項	目	事業名	根拠法令	健康増進法、がん対策基本法				
			04	01	03	各種検診事業						
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度						
			(開始年度 昭和30年度～)			(年度 ~ 年度)						
事業概要												
【全体概要】					【業務内容】							
総合健診の実施 1 がん検診(肺、胃、大腸、前立腺、子宮、乳)の実施 2 結核検診、肝炎ウイルス検診、高齢者健診、生活習慣病予防健診の実施					各種検診実施に係る事務(健診機関との連絡調整、契約、委託料支払、各種検診の広報、申し込み受付、案内発送、検診時受付、結果発送等) 健診データの管理(結果データ管理、精検者の追跡等)							
1 現状把握の部(DOシート)												
(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移						単位	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (計画)	28年度 (計画)	
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等						④対象指標(対象の大きさを表す指標)						
20歳以上の市民						20歳以上の市民の数	人	45,873	45,904	45,904	45,904	45,904
						参考)20歳以上国保/後期高齢者数	人	21,126	21,289	21,264	21,264	21,264
②手段(具体的な事務事業のやり方)						⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
総合健診(高齢者健診、生活習慣病予防健診、結核・肺がん、胃がん、前立腺がん、肝炎ウイルス)35日実施、子宮がん検診16日、乳がん検診15日実施						健診日数	日	67	66	66	66	66
						健診受診数	人	17,673	17,978	17,978	17,978	17,978
						受診率	%	38.5	39.1	39.1	39.1	39.1
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか)						⑥成果指標(対象における意図された対象の程度)						
多くの市民に受診してもらい、病気を早期に発見し、早期治療へつなげる。また市民が自分の健康状態を理解し、生活習慣改善に取り組むことができる。						健康だと思っている市民の割合	%	75.53	78.11	80.00	81.00	82.00
						健康のため日頃取り組みをしている人の割合	%	95.80	97.03	97.00	97.00	97.00
						がんによる死亡者数	人	153	0	0	0	0
(2)投入量の推移						単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(見込)	27年度(計画)	28年度(計画)	全体計画
事業費	財源	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内	県支出金	千円	877	1,026	1,272	1,272	1,272	1,272	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	
	費	その他	千円	3,110	3,723	3,840	3,840	3,840	3,840	0	0	
		一般財源	千円	32,009	34,143	35,485	35,485	35,485	35,485	0	0	
	事業費計(A)		千円	35,996	38,892	40,597	40,597	40,597	40,597	0	0	
人件費	正規職員	千円	9,710	9,300	7,720	7,720	7,720	7,720	1.50人	1.50人		
	正規外職員	千円	0	0	0	0	0	0	0.00人	0.00人		
	人件費計(B)	千円	9,710	9,300	7,720	7,720	7,720	7,720				
投入量(A)+(B)		千円	45,706	48,192	48,317	48,317	48,317	48,317				
(3)事務事業の環境変化・市民意見等												
①事業を始めたきっかけ			結核予防法(大正8年制定。その後昭和26年に全面改正)において、市町村に定期的健康診断の実施が義務付けられたことにより事業を開始した。									
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)			S30年代結核予防法による結核検診を実施。その後、老人保健法(S58年施行)、地域保健法(H9年施行)、健康増進法(H15年施行)、がん検診基本法(H19年施行)等に応じて実施。H20年度～健康診査は各保険者の義務へ。									
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)			市民より、病気の発見や生活習慣の改善ができたという意見あり。また、各地区に実施会場を設けることで、受診しやすさがあるとのこと。									

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み														
前年度の評価の結果、どのように取り組みましたか？ また、取り組み後どのように変わりましたか？ 見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前年度最終評価) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持 	(前年度評価結果を踏まえた見直し内容) <p>H24年度までは、保険課(保健センター)特定健康診査と総合健診の案内を同封。H25年度より、特定健診は保険課・各種健診は健康推進課が担当となるも、総合健診案内と受診券を同封した。組織編成に伴い、市民が混乱しないよう配慮。</p>												
		(予算への反映) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"><input type="checkbox"/> 削減 (事業費)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 30%;">千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(人件費)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>千円)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 増加 (事業費)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(人件費)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>千円)</td> </tr> </table> <p><input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p>	<input type="checkbox"/> 削減 (事業費)	0	千円)	(人件費)	0	千円)	<input type="checkbox"/> 増加 (事業費)	0	千円)	(人件費)	0	千円)
<input type="checkbox"/> 削減 (事業費)	0	千円)												
(人件費)	0	千円)												
<input type="checkbox"/> 増加 (事業費)	0	千円)												
(人件費)	0	千円)												

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 市関与の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？ ●国や県ではなく、市が実施する理由はなんですか？ ●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？ 	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 健康増進法、結核予防法、がん対策基本法等の法律で市町村が実施することが定められている。
有効性 評価	② 成果の向上余地 <ul style="list-style-type: none"> ●当初の見通しに沿った成果となっていますか？ ●成果が一部の対象者に限定されていませんか？ ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありますか？ 	<input type="checkbox"/> 余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 健診の案内の全戸配布、個別通知等による周知や検診料金の無料化(国施策)を実施しているものの受診率の伸び悩みあり。今後、がん検診要精密者の受診状況把握し早期治療へつなげる。
公平性 評価	③ 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 <ul style="list-style-type: none"> ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか？ ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？ 	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 国民健康保険や社会保険等による類似事業はあるが、この事業については、法律に市町村が実施することが定められており、廃止することができない。
効率性 評価	④ 事業費や人件費の削減余地 <ul style="list-style-type: none"> ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？ ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？ ●事業目的にそぐわない支出はありませんか？ 	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 委託先については、健診日程の年間調整や市民の利便性を配慮した健診場所などを考慮して実施できている。他事業者の有無については、今後も確認していく必要がある。
公平性 評価	⑤ 受益者負担の適正余地 <ul style="list-style-type: none"> ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？ ●受益者負担を求めない事業ではない負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？ 	<input checked="" type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input type="checkbox"/> 受益者負担を求めない事業ではない 検診料金(自己負担額)は、医療費の自己負担割合(3割)と同様に設定している。

3 計画の部(PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載																						
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 → <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(改革・改善) → { <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 } <input type="checkbox"/> 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)																						
改革・改善の具体的内容(改革案・実行計画) 受診率が向上すれば事業費は増加傾向になる事業であるが、現時点より受診率を向上させ、健康な市民を増やすために、勧奨方法、未受診者対策等を見直す必要がある。																						
改革・改善による期待成果																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">コスト</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削減</td> <td style="text-align: center;">維持</td> <td style="text-align: center;">増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">成果</td> <td style="text-align: center;">向上</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">維持</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低下</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			×	低下			×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上			○																		
	維持			×																		
	低下			×																		
(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持) 担当部長としての意見・考え方(1次評価者と同じ場合も記入) 健康寿命を延ばし、平均寿命と健康寿命の格差を小さくすることが、将来の医療・介護費用の負担軽減につながり、未受診者対策をさらに強化されたい。																						
(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)																						
(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)																						

那珂市 平成26年度 各種健康診査一覧表

性別・年齢の欄を見て、あなたが受診できる健(検)診を確認してください

●⇒市国保のかたは受けられます。その他の保険のかたは受けられない場合がありますので加入している健康保険組合等へお問い合わせください。

□⇒市国保のかたのみ受けられます。

◎⇒対象年齢のかたは受けられます。

△⇒右欄の「注意事項」に該当するかたのみ受けられます。

集団健(検)診日程表
医療機関検診に
ついては [裏面] へ



表面

◆対象となる年齢は、平成27年3月31日における年齢です。
◆特定健康診査は75歳の誕生日前日まで受けられます。
(75歳の誕生日以降は「後期高齢者医療保険」の高齢者健診になります。)

健(検)診名 (料金)	検査方法・内容	対象者												事前申し込み		注意事項		
		男					女							申し込み開始：4月10日(木) 検診日程等、裏面参照	締め切り			
30歳	40歳	50歳	65歳	75歳以上	20歳	25歳	30歳	40歳	50歳	57歳	65歳	75歳以上						
特定健康診査 (市国保のかた1,300円)	身体計測(身長・体重・腹囲)、尿検査(蛋白・糖)、血圧、血液検査(血糖・ヘモグロビンA1c・中性脂肪・LDLコレステロール・HDLコレステロール・AST・ALT・γ-GT) ※市国保のかたは、尿検査(潜血)、血液検査(総コレステロール・尿酸・クレアチニン)、心電図も実施します。		●	●	●				●	●	●	●		必要→25年度に総合健診を受けていないかた 市国保以外のかたで特定健康診査を希望されるかた 不要→25年度に総合健診を受けたかた	実施日の1週間前	市国保以外のかたは、検査内容や料金が異なる場合があります。 詳しくは、加入している健康保険組合等へお問い合わせください。 治療中のかたも受診できます。		
高齢者健診 (無料)	身体計測(身長・体重)、尿検査(蛋白・糖)、血圧、血液検査(ヘモグロビンA1c・中性脂肪・LDLコレステロール・HDLコレステロール・AST・ALT・γ-GT)					◎							◎			65歳以上75歳未満のかたで、後期高齢者医療被保険証を交付されているかたは、高齢者健診の対象者です。		
生活習慣病予防健診 (1,500円)	身体計測(身長・体重・腹囲)、尿検査(蛋白・糖)、血圧、血液検査(血糖・ヘモグロビンA1c・中性脂肪・LDLコレステロール・HDLコレステロール・AST・ALT・γ-GT)	◎											◎			不要→25年度に総合健診を受けたかた		
結核・肺がん検診 (400円) (無料)	胸部のX線撮影		◎	◎						◎	◎	◎				必要→総合健診会場で申し込み	実施日の1週間前	結核・肺がん検診受診者で、「喫煙本数」や「自覚症状」の基準に該当するかたが受けられます。
					◎	◎							◎					
喀痰細胞診検査 (1,000円)	3日間の痰を採り、顕微鏡で検査		△	△	△	△				△	△	△	△					
胃がん検診 (1,400円)	バリウムを飲みX線撮影		◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎			必要→25年度に検診を受けていないかた	実施日の1週間前(定員制)	胃の手術をしたかたや腸閉塞、脳卒中等の既往があるかたは、医療機関での検診をお勧めします。
大腸がん検診 (500円)	検便検査(2日間採取)		◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎			不要→25年度に検診を受けたかた	実施日の2週間前	検便容器を事前に郵送するため、締め切りを2週間前としています。
前立腺がん検診 (1,000円)	血液検査(PSA値(前立腺特異抗原))			◎	◎													
肝炎ウイルス検診 (1,000円)	血液検査(B・C型肝炎ウイルス感染の有無)		△	△	△	△				△	△	△	△	必要	実施日の1週間前	これまで一度も市で肝炎ウイルス検診を受けたことのないかたが受けられます。		
医療機関 特定健康診査 (1,300円)	上記 特定健康診査と同様	□	□	□						□	□	□	□	必要→指定医療機関に直接申し込み(裏面)	平成26年12月25日	市国保のかたのみ。 治療中のかたも受診できます。		
子宮頸がん検診	集団検診 (1,300円)						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要→25年度に集団検診を受けていないかた 不要→25年度に集団検診を受けたかた	実施日の1週間前(定員制)			
	医療機関検診 (2,300円)						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要(裏面参照)	平成27年2月28日			
乳がん検診	マンモグラフィ 1方向 (1,000円)										◎	◎	◎	必要→下記以外のかた 不要→24年度に集団検診を受けたかた	定員になり次第	しこり等自覚症状があるかたやシリコン、カテーテル、ペースメーカーが入っているかたは受けられません。 平成25年度に市の乳がん検診を受けたかたは、26年度は受けられません。		
	2方向 (1,500円)										◎	◎	◎					
乳房超音波検診 (1,000円)	超音波を利用して乳房の断面を画面に映し出す検査						◎	◎	◎	◎								

健(検)診日程表

申し込み開始日
4月10日(木)から

総合健診(集団) ※毎年受けられます

- 特定健康診査
- 高齢者健診
- 生活習慣病予防健診
- 結核・肺がん検診
- 胃がん検診
- 大腸がん検診
- 前立腺がん検診
- 肝炎ウイルス検診

★印の日は胃がん検診を実施しません

実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場
7月	2日(水)	8月	22日(金)	9月	★26日(金)
	★7日(月)		24日(日)		27日(土)
	★8日(火)		26日(火)		28日(日)
	★11日(金)		★28日(木)		1日(水)
	12日(土)		29日(金)		4日(土)
	27日(日)		2日(火)		5日(日)
	★29日(火)		★3日(水)	10月	★8日(水)
8月	★3日(日)	9月	6日(土)		9日(木)
	★4日(月)		★10日(水)		15日(水)
	6日(水)		11日(木)		16日(木)
	7日(木)		★12日(金)		

【受付時間】 ① 6:30~7:00 ② 7:30~8:00 ③ 8:30~9:00 ④ 9:30~10:00

◆平成25年度に集団健診を受けたかたには、6月中旬に詳しい案内を送ります。

子宮頸がん検診(集団)

※毎年受けられます

実施日	会場	受付時間
6月	25日(水)	午前・午後
	26日(木)	
	27日(金)	
	30日(月)	午前
7月	3日(木)	午前・午後
	10日(木)	
	18日(金)	
	26日(土)	午前
9月	29日(月)	午前・午後
10月	23日(木)	午前
	25日(土)	
11月	7日(金)	午前
	22日(土)	
12月	8日(月)	午前・午後
	9日(火)	
	12日(金)	

【受付時間】 午前の部 10:00~10:30
午後の部 13:00~13:30

◆平成25年度に集団検診を受けたかたには、5月中旬に詳しい案内を送ります。

乳がん検診(集団)

※2年に1回受けられます

実施日	会場	保育	受付時間/注意
6月	4日(水)	ひだまり	【受付時間】 ① 10:00~10:20 ② 11:00~11:20 ③ 13:00~13:20 ④ 14:00~14:20 ⑤ 15:00~15:20 【注意】 平成25年度に市の乳がん検診を受けたかたは、今年度は受けられません。
	28日(土)		
7月	16日(水)	ひだまり	
	17日(木)		
8月	19日(火)	ひだまり	
	20日(水)		
9月	19日(金)	らぼーる	
10月	19日(日)	ひだまり	
	19日(水)	ひだまり	
	20日(木)		
	21日(金)		
12月	13日(土)	ひだまり	
1月	20日(火)	ひだまり	
	21日(水)		
	22日(木)		

◆平成24年度に集団検診を受けたかたには、5月中旬に詳しい案内を送ります。

※乳がん検診時の保育について(定員あり)
 ・就学前の乳幼児をお預かりします。
 ・事前申し込みが必要です。(各受診日の1週間前まで)

医療機関検診(個別)

※毎年受けられます。ただし集団健診(検診)を受けるかたは受けられません。

	特定健康診査	子宮頸がん検診
対象	那珂市国保に加入している40~74歳	20歳以上の女性
料金	1,300円(医療機関に直接支払い)	2,300円(医療機関に直接支払い)
実施期間	7月1日(火)~12月25日(木)	4月10日(木)~平成27年2月28日(土)
申し込み開始日	7月1日(火)~	4月10日(木)~
医療機関	小豆畑病院・瓜連中央医院・えびすいクリニック 岡田クリニック・小野瀬医院・小宅内科医院・木村医院 河野胃腸科外科・たに内科クリニック・那珂記念クリニック 那珂クリニック・那珂中央クリニック・なかむらクリニック 西山堂慶和病院・ルリア記念クリニック	県内の指定医療機関
受け方	直接、上記の医療機関に予約をしてから受診してください。	ひだまり窓口で申し込み、発行された受診券を指定医療機関に持参し受診してください。

《申し込み・日程変更・問い合わせ》

総合保健福祉センター ひだまり内
健康推進課 健康増進グループ

電話 029-270-8071

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日除く)



検査方法・
内容、対象者等
については[表面]へ



各種健診受診数

単位:人

年度	総健受診実人数	結核検診	対象数	生活習慣病予防健診	生活保護	国保優良	肝炎ウイルス検診	がん検診															備考 (実施主体:健康推進課外)																		
								肺				胃		大腸		前立腺		子宮			乳			国保特定健診 (40~75歳) 受診数:結果受領数 法定報告数とは異なる		二次健診		高齢者健診 (75歳)													
								対象数	レントゲン	喀痰	対象数	対象数	対象数	対象数	対象数	対象数	通常	ク	計	合計	通常	ク	計	合計	通常	ク	計		合計	対象数	受診者数	案内発 送者数	受診者 数	集団							
H24	6636	5,302	6,976	214			通常 無料 計	391	33,447	5,302	40	26,645	2,360	33,267	通常 ク 計	4,034 658 4,692	9,800	1,117	23,588	通常 ク 計	1,595 184 1,779	通常 ク 計	233 169 402	17,413	1,417	通常 ク 計	424 260 684	通常 ク 計	30 30 30	通常 ク 計	181 169 350	通常 ク 計	23 23 23	820	10,334	4,243	3,931	312	1,003	242	1,075
受診率			3.1%						15.9%			8.9%		14.1%			11.4%		9.2%					9.2%			8.1%								41.1%		24.1%				
H25	6998	5,522	6,865	224	9		通常 無料 計	472	33,919	5,522	33	26,899	2,347	33,919	通常 ク 計	4,225 663 4,888	9,816	1,139	23,666	通常 ク 計	1,571 201 1,772	通常 ク 計	210 184 394	17,632	1,483	通常 ク 計	550 245 795	通常 ク 計	16 16 16	通常 ク 計	222 166 388	通常 ク 計	21 21 21	798	未	4,306	3,985	321	936	195	1,144
受診率			3.3%						16.3%			8.7%		14.4%			11.6%		9.2%					9.2%			8.4%								#VALUE!		20.8%				

平成26年度 那珂市と近隣市町村との比較(集団検診)

		特定健康診査	特定健康診査 (医療機関)	高齢者検診	生活習慣病 予防検診	結核・肺がん 検診	喀痰細胞診 検査	胃がん検診	大腸がん検診	前立腺がん 検診	肝炎ウイルス 検診	子宮がん検診	子宮がん検診 (医療機関)	乳がん検診 (マンモ1)	乳がん検診 (マンモ2)	乳がん検診 (超音波)	
那珂市	負担額	1,300円	1,300円	無料	1,500円	400円	1,000円	1,400円	500円	1,000円	1,000円	1,300円	2,300円	1,000円	1,500円	1,000円	
	年齢	40歳～74歳	40歳～74歳	75歳～	30歳～39歳	40歳～ 65歳～無料	40歳～	40歳～74歳	40歳～	50歳～74歳	40歳～ 未受診者	20歳～	20歳～	50歳～	40歳～49歳	25歳～56歳	
水戸市	負担額	1,200円	2,100円	/	1,600円	400円	700円	1,400円	500円	700円	B+C1,000円 B 500円 C 800円 40歳～69歳	医療機関 検診のみ 実施	2,300円	1,000円	1,500円	医療機関での み実施	
	年齢	40歳～70歳未満	40歳～70歳未満		18歳～39歳	40歳～64歳	40歳～69歳	40歳～69歳	40歳～69歳	50歳～69歳	40歳～69歳		20歳～69歳	50歳～69歳	40歳～49歳		
	負担額	600円	1,000円	/	無料	無料	400円	700円	300円	400円	B+C 500円 B 300円 C 400円 70歳～74歳		1,200円	500円	/		
	年齢	70歳～75歳未満	70歳～75歳未満		40歳～、生保	65歳～	70歳～74歳	70歳～74歳	70歳～74歳	70歳～74歳	70歳～74歳		70歳～74歳	70歳～74歳			70歳～74歳
	負担額	/	/	600円	/	/	無料	無料	無料	無料	無料		無料	無料	無料		/
	年齢	/	/	75歳～	/	/	75歳～	75歳～	75歳～	75歳～	75歳～		75歳～	75歳～	75歳～		/
ひたちなか市	負担額	1,000円	1,000円	無料	1,500円	400円 65歳以上無料	1,000円	1,400円	500円	700円	600円	医療機関 検診のみ 実施	2,300円	900円	1,500円	医療機関 検診のみ 実施	
	年齢	40歳～74歳	40歳～74歳	75歳～	18歳～39歳	肺がん40歳～64歳 結核65歳～	40歳～	40歳～	40歳～	50歳～	40歳～ 未受診者		20歳～	50歳～	40歳～49歳		
常陸太田市	負担額	1,000円	1,000円	無料	1,000円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円	1,000円		1,000円	
	年齢	40歳～74歳	40歳～74歳	75歳～80歳	20歳～40歳未満	肺がん40歳～ 結核50歳～	50歳～	30歳～79歳	30歳～	50歳～	30歳～ 未受診者	20歳～	20歳～	40歳～		30歳～40歳 41歳以上奇数年齢	
常陸大宮市	負担額	1,000円	1,000円	無料	1,000円	無料	800円	1,000円	500円	500円	500円	500円	1,500円	500円	1,000円	500円	
	年齢	40歳～74歳	40歳～74歳	75歳～	18歳～39歳	40歳～	40歳～	18歳～	18歳～	40歳～	40歳～70歳 未受診者	18歳～	18歳～	57歳～偶数年齢	40歳～56歳 偶数年齢	18歳以上 57歳～奇数年齢	
城里町	負担額	1,000円	/	無料	1,000円	無料	500円	1,000円	500円	500円	500円	500円	/	500円		500円	
	年齢	40歳～74歳	/	75歳～	18歳～39歳	肺がん40歳～ 結核65歳～	40歳～	40歳～	40歳～	50歳～	40歳到達 未受診者	20歳～	/	40歳～		30歳～56歳	
大子町	負担額	無料	無料	無料	2,000円	200円 65歳～無料	1,300円	1,700円	700円	1,000円	800円	1,300円	2,600円	1,300円	1,300円		
	年齢	40歳～74歳	40歳～74歳	75歳～	39歳以下 生保世帯	64歳以下	50歳～	40歳～74歳	40歳～74歳	50歳～74歳	40歳～ 未受診者	20歳～74歳	20歳～74歳	40歳～56歳 超音波+マンモ		30歳～56歳	
東海村	負担額	無料	無料	無料	無料	無料	/	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
	年齢	40歳～74歳	40歳～74歳	75歳～	18歳～39歳	40歳～	/	30歳～	40歳～	50歳～79歳	18歳～ 未受診	20歳～	20歳～	30歳～	30歳～		

評価対象年度	平成25年度		事務事業評価シート			作成日	平成26年	6月	12日
						点検日	平成26年	7月	22日
事務事業名	家庭児童相談事業					事業類型	相談・指導		
担当部課G等	保健福祉部 子ども課		子育て支援グループ		記入者氏名	課長 高橋秀貴			
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり					■ 実施計画 対象事業	
	施策名		4 安心して子どもを産み育てられる環境を整える						
	基本事業名		3 子育て支援体制の充実						
予算科目	会計	一般会計	款	項	目	事業名	根拠法令	児童福祉法	
			03	02	01	家庭児童相談事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度			
			(開始年度 平成17年度～)			(年度 ~ 年度)			
事業概要									
【全体概要】 子どもに関する様々な問題に、家庭その他からの相談に応じ、問題の解決のための支援を行なう。					【業務内容】 養護・保健・障がい・非行・育成についての相談に、子どもの置かれた環境の状況を踏まえ解決のための支援を行なう。				

1 現状把握の部(DOシート)

(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移						単位	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (計画)	28年度 (計画)	
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等						④対象指標(対象の大きさを表す指標)						
那珂市在住の子ども及び子どもに関わるかた						那珂市民	人	55,835	55,986	55,887	55,800	55,800
②手段(具体的な事務事業のやり方)						⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
窓口への来所、電話での相談に対し、個々の子どもや家庭にもっとも効果的な援助ができるように取り組む。相談に応じて担当の関係機関に繋いだり、訪問を行っている。						電話対応延べ件数	件	未把握	995	1,000	1,000	1,000
						訪問による対応延べ件数	件	未把握	223	250	250	250
						来所による対応延べ件数	件	未把握	70	100	100	100
						(養育・虐待)相談実件数	件	65	119	120	120	120
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか)						⑥成果指標(対象における意図された対象の程度)						
相談や定期的な訪問等を行ない子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図り、安定した生活を送れるように支援する。						終結ケース/相談ケースの割合(継続した養育相談)	%	49.2	55.5	60.0	60.0	60.0
(2)投入量の推移						単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(見込)	27年度(計画)	28年度(計画)	全体計画
事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	114	114	0				
	県支出金	千円	0	0	0	114	114	0				
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0				
	その他	千円	0	0	0	0	0	0				
	一般財源	千円	2,030	1,968	1,976	1,748	1,748	0				
	事業費計(A)	千円	2,030	1,968	1,976	1,976	1,976	0				
人件費	千円	1,525	1,250	1,250	1,250	1,250	0					
正規職員	千円	0	0	0	0	0	0					
正規外職員	千円	1,525	1,250	1,250	1,250	1,250	0					
人件費計(B)	千円	1,525	1,250	1,250	1,250	1,250	0					
投入量(A)+(B)	千円	3,555	3,218	3,226	3,226	3,226	0					
(3)事務事業の環境変化・市民意見等												
①事業を始めたきっかけ						児童福祉法の一部を改正する法律により平成17年4月から、家庭及び児童の相談に応じることが、市町村の業務として明確に規定され、子ども課(設置当時社会福祉課)内に家庭児童相談室を設置し、事業を開始した。						
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)						相談件数は徐々に増加している。核家族化や地域の繋がりが希薄になってきていることもあり公的機関へ相談する方が増加していると思われる。						
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)						支援が必要な家庭が求める相談援助活動については、問題が複雑化していることが多く(学校・民生委員等)幅広い関係機関の取り組みが必要。関係機関との連携の核となるこの事業は、支援を求める家庭には必要である。						

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み		
前年度の評価の結果、どのように取り組みましたか？ また、取り組み後どのように変わりましたか？ 見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前年度最終評価) (前年度評価結果を踏まえた見直し内容) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	(予算への反映) <input type="checkbox"/> 削減 (事業費) 0 千円 (人件費) 0 千円 <input type="checkbox"/> 増加 (事業費) 0 千円 (人件費) 0 千円 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 市関与の妥当性 ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？ ●国や県ではなく、市が実施する理由はなんですか？ ●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 家庭及び児童の相談に応じ必要な情報提供及び指導を市町村の業務として行うよう、児童福祉法により規定されている。
有効性 評価	② 成果の向上余地 ●当初の見通しに沿った成果となっていますか？ ●成果が一部の対象者に限定されていませんか？ ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？	<input checked="" type="checkbox"/> 余地がない <input type="checkbox"/> 余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 事業のほぼすべてが正規外職員の人件費と社会保険料だけであり、成果の向上はこれ以上望めない。
	③ 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか？ ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込めますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 母子の支援業務である母子自立支援事業と業務が似通った部分があるが、家庭児童相談事業では行わない専門的な支援があること、事業費の多くが人件費等であり統廃合しても効果がない。
効率性 評価	④ 事業費や人件費の削除余地 ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？ ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？ ●事業目的にそぐわない支出はありませんか？	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削除余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削除余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 経費が主に相談業務に携わる職員の人件費と社会保険料だけであり、削減の余地はない。
公平性 評価	⑤ 受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？ ●受益者負担を求める事業ではない負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	<input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない 法律で定められた事業のため、受益者負担を求める事業ではない。

3 計画の部(PPLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載

終了 廃止 休止 統廃合
 継続 → 見直し(改革・改善) → [目的の再設定 有効性の改善 効率性の改善]
 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)

見直し(改革・改善) → [目的の再設定 有効性の改善 効率性の改善]

現状維持(現状通りで特に改革改善はない)

改革・改善の具体的な内容(改革案・実行計画) 核家族化や地域の繋がりが希薄になってきていることもあり、今後も公的な相談窓口が必要である。		改革・改善による期待成果 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	×	低下		×	×
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上																								
	維持		○	×																					
	低下		×	×																					

(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)

現状維持(現状通りで特に改革改善はない)

担当部長としての意見・考え方(1次評価者と同じ場合も記入)
 児童やその母親への言葉の暴力等の精神的虐待は、家庭外からは見えづらいため、民生委員児童委員、保健センター、保育所、幼稚園、小・中学校など連携のもと、早期発見・支援が必要である。

(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)

(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)

1 家庭児童相談室の概要

児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）により、平成17年から、家庭児童相談に応じることが市町村の業務として明確に規定されました。

那珂市では、平成17年1月の市制施行の際、福祉事務所内に家庭児童相談室を設置し、今日まで様々な児童等の相談に対応しています。

近年、児童虐待相談件数の急増により、緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、児童相談所のみが対応することは効率的とはいえず、身近に相談できる窓口の設置と多様な機関との連携による対応が求められています。

(1) 所在地

那珂市福田1819番地5（電話 029-298-1111 内線 255）

那珂市 保健福祉部 福祉事務所 こども課内 家庭児童相談室

2 相談の運営

(1) 職員体制

家庭児童相談室長 1人（こども課 総括補佐兼務）
ケースワーカー 1人（こども課 子育て支援グループ係長兼務）
家庭相談員兼
母子自立支援員 2人（嘱託職員）週4日勤務

(2) 相談日

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

(3) 相談内容

- ① **養護相談** ——— 児童虐待
虐待以外（養育に欠ける問題、養育に係る経済的問題等）
- ② **保健相談** ——— 未熟児、虚弱児、小児喘息等
- ③ **障がい相談** ——— 発達障がい、肢体不自由、視聴覚障がい、知的障がい等
- ④ **非行相談** ——— ぐ犯行為（暴走族や暴力団関係者と交際し、将来、刑罰法に触れる行為を行うおそれがある行動）、触法行為等
- ⑤ **育成相談** ——— 性格行動、不登校、適正相談、育児・しつけ等

(4) 過去3年間の相談実績・虐待種別別受付

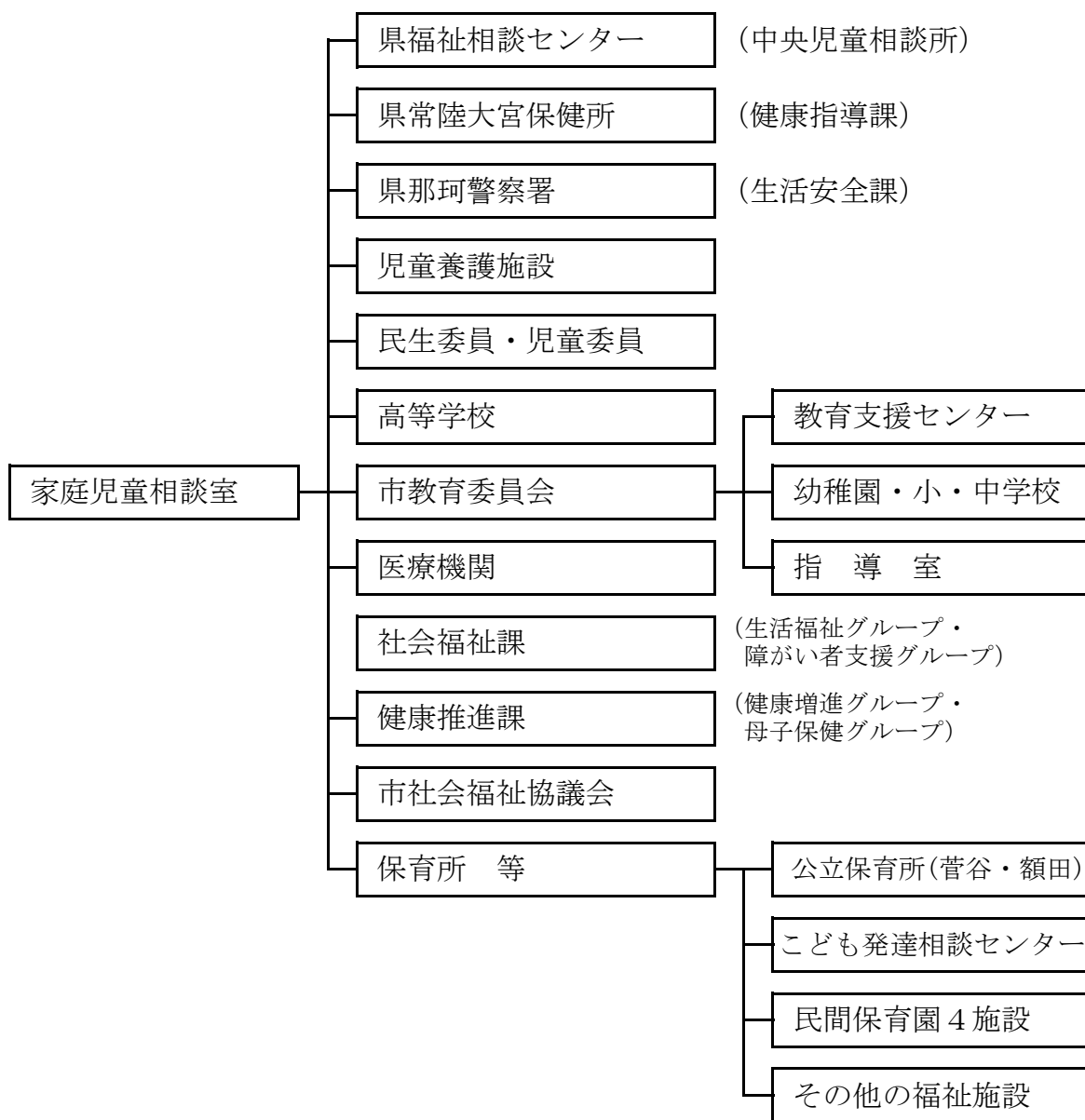
●過去の相談実績（※その他には非行相談も含む）

年 度	新規 相談	継続 相談	合計	内 訳						終結 件数	繰越 件数
				虐待	虐待以外養護	保健	障がい	育成	その他※		
平成25年度	86件	33件	119件	48件	47件	2件	6件	9件	7件	66件	53件
平成24年度	46件	19件	65件	23件	30件	0件	1件	9件	2件	32件	33件
平成23年度	22件	26件	48件	28件	16件	0件	0件	3件	1件	29件	19件

●過去の相談実績のうち虐待種別別内訳（児童虐待の防止等に関する法律第2条による分類）

	虐待	身体的虐待		心理的虐待		性的虐待		ネグレクト（育児放棄）	
平成25年度	48件	16件	33.3%	15件	31.3%	2件	4.2%	15件	31.3%
平成24年度	23件	5件	21.7%	12件	52.2%	0件	0.0%	6件	26.1%
平成23年度	28件	4件	14.3%	10件	35.7%	0件	0.0%	14件	50.0%

(5) 関係機関等



評価対象年度	平成25年度		事務事業評価シート			作成日	平成26年	6月	5日
						点検日	平成26年	6月	16日
事務事業名	職員研修事業					事業類型	管理・運営		
担当部課G等	総務部 総務課		職員グループ		記入者氏名	課長 川崎 薫			
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第6章 行財政運営の効率化による自立したまちづくり					■ 実施計画 対象事業	
	施策名		1 効果的・効率的な行政運営を行う						
	基本事業名		5 効果的な行政運営						
予算科目	会計	一般会計	款	項	目	事業名	根拠法令	地方公務員法第39条 那珂市職員研修規定	
			02	01	01	職員研修事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度		(開始年度 昭和53年度～) (年度～年度)	
事業概要									
【全体概要】					【業務内容】				
研修による人材育成や能力開発を通じて、職員の資質向上を図り、効果的・効率的な行政運営を実現する。					職員研修の企画・運営 市研修(一般・特別) 派遣研修(茨城県自治研修所・市町村アカデミー等) 自主研修(通信教育助成等)				

1 現状把握の部(DOシート)

(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移		単位	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (計画)	28年度 (計画)	
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等	④対象指標(対象の大きさを表す指標)							
全職員	職員数	人	490	489	487	486	484	
②手段(具体的な事務事業のやり方)	⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)							
市研修 派遣研修 自主研修	受講者数 市研修	人	844	624	600	600	600	
	派遣研修・自主研 修	人	120	133	100	100	100	
	研修課程数 市研修	課程	10	8	8	8	8	
	派遣研修・自主研 修	課程	46	42	40	40	40	
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか)	⑥成果指標(対象における意図された対象の程度)							
人材育成の目指すべき職員像である、信頼される職員、自立する職員、創造性あふれる職員を育成する	研修修了者の割合	%	196.73	154.81	143.74	143.74	143.74	
	研修効果を自覚した職員の割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
(2)投入量の推移		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(見込)	27年度(計画)	28年度(計画)	全体計画
事業 費 内 訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	262	196	275	275	275	0
	一般財源	千円	1,696	3,308	4,197	4,197	4,197	0
	事業費計(A)	千円	1,958	3,504	4,472	4,472	4,472	0
人件費	千円	2,930	2,500	2,500	2,500	2,500		
正規職員		0.50人	0.50人	0.50人	0.50人	0.50人		
正規外職員	千円	0	0	0	0	0		
		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人		
人件費計(B)	千円	2,930	2,500	2,500	2,500	2,500		
投入量(A)+(B)	千円	4,888	6,004	6,972	6,972	6,972		
(3)事務事業の環境変化・市民意見等								
①事業を始めたきっかけ	地方公務員法に基づき実施するものであり、資質向上と職務能力を向上させるために実施している。							
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)	国・県からの権限移譲及び職員数の削減により、個々の業務負担が増加し、より専門的な知識が求められるようになった。							
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)	人材育成につながる職員研修の重要性については、市議会でも毎年一般質問があり、職員削減が進む中、一人ひとりの資質向上のために、より一層職員研修を推進すべきとの意見が出されている。							

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み																	
前年度の評価の結果、どのように取り組みましたか？ また、取り組み後どのように変わりましたか？ 見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前年度最終評価) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持	(前年度評価結果を踏まえた見直し内容) 市が期待する職員を育成するために、研修方法や内容について随時見直し、研修の充実を図る必要がある。階層別研修や派遣研修などの従来の枠にとられない、新たな研修方式として時間外自主講座を実施した。															
		(予算への反映) <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 削減 (事業費)</td> <td>0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>(人件費)</td> <td>0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 増加 (事業費)</td> <td>0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>(人件費)</td> <td>0</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 削減 (事業費)	0	千円	(人件費)	0	千円	<input type="checkbox"/> 増加 (事業費)	0	千円	(人件費)	0	千円	<input checked="" type="checkbox"/> 反映なし		
<input type="checkbox"/> 削減 (事業費)	0	千円															
(人件費)	0	千円															
<input type="checkbox"/> 増加 (事業費)	0	千円															
(人件費)	0	千円															
<input checked="" type="checkbox"/> 反映なし																	

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 市関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？ ●国や県ではなく、市が実施する理由はなんですか？ ●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	職員研修は、地方公務員法に基づき任命権者が実施するものであり、行政サービス向上のためには、職員の資質・能力向上は必須である。
有効性 評価	② 成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ●当初の見通しに沿った成果となっていますか？ ●成果が一部の対象者に限定されていませんか？ ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありますか？	研修内容は年度ごとに計画を立て逐次改編、改善しているが、必要とされる能力は、時代や環境の変化とともに変わっていくものであり、今後とも改善が要求される。
評価	③ 類似事業との統廃合余地 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性はある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか？ ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？	業務に直結する研修の実施は、各課の判断で行っており、研修事業との統合は効率的でない。職員の資質・能力向上の観点から休廃止は考えられない。
効率性 評価	④ 事業費や人件費の削減余地 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？ ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？ ●事業目的にそぐわない支出はありませんか？	市独自の研修について、職員が講師を務めるなど経費節減に努めているが、外部講師を必要とする研修もあり、事業費の削減の余地がない。
公平性 評価	⑤ 受益者負担の適正余地 <input type="checkbox"/> 適正である <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？ ●受益者負担を求める事業ではない負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	職員の実務能力の向上を図ることにより、効果的な行政運営に結びつくため公費負担は妥当である。

3 計画の部(PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載

終了
 廃止
 休止
 統廃合

 継続

 見直し(改革・改善)

 目的の再設定
 有効性の改善
 効率性の改善

 公平性の改善

 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)

改革・改善の具体的内容(改革案・実行計画)

 研修内容の検討を随時行い、その時々で必要とされる能力を養成するため、外部・内部研修等の研修を活用し、職員のスキルアップ・人材の育成に今後もつなげていく。

改革・改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載

終了
 廃止
 休止
 統廃合
 継続
 (見直し 現状維持)

 担当部長としての意見・考え方(1次評価者と同じ場合も記入)

 職員のスキルアップ・人材育成のために、研修の内容を毎年見直し充実させる必要がある。特に経営感覚を養い市民サービスを充実させるため、民間への派遣研修も取り入れるべきである。

(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))

終了
 廃止
 休止
 統廃合
 継続
 (見直し 現状維持)

(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)

終了
 廃止
 休止
 統廃合
 継続
 (見直し 現状維持)

○平成 25 年度 職員研修 実施一覽

一 般 研 修

1. 新規採用課程（前期）

4月15日から4月18日（場所 市役所5階503・504会議室）

研修終了者：平成 25 年新規採用職員 16 名

	9	10	11	12	13	14	15	16	17
4月15日（月）	開講式	オリエンテーション 自己紹介	各課の概要 総務課	昼食・休憩	市民と協働のまちづくり 市民協働課	I T 講 習 政策企画課			
4月16日（火）	文書実務 総務課	福利厚生・ 給与とサービス 総務課	昼食・休憩	税のしくみ 税務課	財政の基礎 財政課	那珂市の観光と商業 商工観光課			
4月17日（水）	周辺施設及び市内施設見学			昼食・休憩	周辺施設及び市内施設見学				
	日本原子力発電(株) 東海第2原子力発電所	給食センター	大宮環境整備組合		歴史民俗資料館	総合運動公園			
4月18日（木）	接 遇 研 修 「さわやか対応基礎講座」 講師 (株)常陽産業研究所								閉講式

2. 初級職員第1部課程

1月22日、23日（場所 市役所5階503・504会議室）

研修終了者：採用後5～6年目職員 16名

9		10		11		12		13		14		15		16		17	
1月22日(水)	開講式	これまでを振り返って 研修生		副市長講話 副市長		昼食・休憩		市民と協働のまちづくり 市民協働課	行政評価のポイント 行財政改革推進室	契約事務の流れ 財政課	起案から保存まで文書の話 し 総務課						
1月23日(木)	説明・説得力向上研修 話し方教育センター 講師 依光 朋子					昼食・休憩		説明・説得力向上研修 話し方教育センター 講師 依光 朋子					閉講式				

3. 人事評価研修（管理職）

（1）管理職研修

○期 日 平成25年5月16日（木）及び17日（金）
9：00～12：00
13：00～16：00

○場 所 那珂市役所 5階会議室

○内 容 「目標設定研修」

○対 象 課長補佐以上の職員 142名

○講 師 日本能率協会コンサルティング 宮澤 克己

(2) 一般職員研修

○期 日 平成25年11月1日(金) 10:00~11:30
13:30~15:00
15:30~17:00

○場 所 那珂市役所 5階会議室

○内 容 「那珂市人材育成基本方針及び人事評価の基本」

○対 象 一般職員員 197名

○講 師 日本能率協会コンサルティング 宮澤 克己

(3) 管理職研修

○期 日 平成26年2月6日(木)及び7日(金)
9:00~12:00
13:30~17:00

○場 所 那珂市役所 5階会議室

○内 容 「評価・自己評価研修」

○対 象 課長補佐以上の職員 136名

○講 師 日本能率協会コンサルティング 宮澤 克己

4. 健康セミナー(メンタルヘルス)研修

○期 日 平成26年3月20日(木) 13:30~16:30

○場 所 中央公民館 1階 大会議室

○内 容 メンタルヘルスの基礎知識、自己診断、コミュニケーションの方法

○対 象 受講希望者 17名

○講 師 (株)話し方教育センター 内田 由美

5. 管理職研修会（ふるさと大使講演会）

- 期 日 平成25年10月25日（金）15：30～17：00
- 場 所 那珂市役所 5階会議室
- 内 容 顧客第一の経営理念及び職場の活性化、人材育成
- 対 象 課長補佐以上の管理職 62名
- 講 師 税理士法人 古田士会計
代表社員 古田士 満

6. 時間外自主研修

- 期 日 平成25年11月13日（水）18：00～20：00
平成25年11月14日（木）18：00～20：00
平成25年11月20日（水）18：00～20：00
平成25年11月26日（火）18：00～20：00
- 場 所 那珂市役所 5階会議室
- 内 容 財政講座（基礎編）
- 対 象 希望職員 38名（4年目までの職員）
- 講 師 総務部長 宮本 俊美

2 派遣研修

(1) 茨城県自治研修所

【研修修了者】

☆特別研修☆
自主研修促進研修

研修課程	課室名	職名
研修担当者レベルアップ研修	総務課	係長
地方公務員制度講師養成研修	総務課	主幹
地方財務事務講師養成研修	財政課	主事

☆特別研修☆
行政基本・政策研究コース

研修課程	課室名	職名
行政法講座	議会事務局	書記
地方自治講座	社会福祉課	主幹
法制執務講座	総務課	主幹
訴訟法務講座	建築課	主幹
民法講座	介護長寿課	主事
政策形成基礎講座	政策企画課	主事
行政に活かすマーケティング講座	商工観光課	係長

自己開発コース

研修課程	課室名	職名
クレーム対応能力向上講座（基礎）	保険課	主幹
クレーム対応能力向上講座（応用）	市民課	主幹
メンタルタフネス講座	保険課	課長補佐
ファシリテーション講座	生涯学習課	主査
論理的問題解決力向上講座	学校給食センター	技幹
タイムマネジメント講座	土木課	技幹
議会答弁対応能力向上講座	保険課	主査
情報発信力向上講座	保険課	課長補佐

☆階層別研修☆

新規採用職員課程	16名
第4部職員課程（15年目職員）	4名
新任係長課程	19名
新任課長補佐課程	16名
新任課長課程	12名
新任部長等課程	9名

*研修場所は一部の研修を除き茨城県自治研修所で実施しています。

(2) その他の派遣研修

1. 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

- 科目 住民行政事務
- 期間 平成25年6月11日～6月19日
- 受講者 市民課 係長

- 科目 自治体財政運営
- 期間 平成25年8月27日～9月6日
- 受講者 財政課 主幹

- 科目 魅力ある都市づくり
- 期間 平成25年9月25日～10月3日
- 受講者 都市計画課 主査

- 科目 文化・芸術の活用による地域づくり
- 期間 平成25年11月25日～11月29日
- 受講者 生涯学習課 主幹

- 科目 観光戦略と地域ブランド
- 期間 平成25年12月3日～12月11日
- 受講者 商工観光課 主事

- 科目 生活保護と自立支援
- 期間 平成26年2月3日～2月7日
- 受講者 社会福祉課 主幹

2. 市町村職員海外派遣研修（主催財団法人 茨城県振興協会）

- 期間 8月25日（日）～9月1日（日）
- 研修先 デンマーク（コペンハーゲン・アレロド）
ドイツ（ミュンヘン、ストラスキルヘン）
- 研修事項 教育政策・環境政策・社会福祉政策等
- 受講者 防災課 主幹

3. 安全運転中央研修所研修

☆青少年運転者研修☆

- 期 日 第 1 班 平成 24 年 4 月 19 日 (金)
- 場 所 安全運転中央研修所
- 内 容
 - ・ 運転適性検査法
 - ・ 日常点検・基本走行・スラローム走行・ブレーキング
 - ・ 模擬市街地における危険予測と回避
- 研修終了者：平成 25 年新規採用職員 16 名

<自主研修>

通信教育等助成

【研修修了者】

研 修 課 程	課室名	職 名
建築物環境衛生管理技術者	建設部建築課	課長補佐
2級ボイラー試験	学校教育課 学校給食センター	調理員
予防技術検定（消防用設備）	消防本部予防課	係長
	消防本部西署	主事
予防技術検定（危険物）	消防本部予防課	係長
	消防本部西署	係長
	消防本部西署	主幹
多数傷病者への対応 標準トレーニングコース	消防本部東署	主幹
第 8 回ホロルの里外傷セミナー	消防本部東署	主事補
	消防本部東署	主事補
乙種危険物取扱者（第 4 類）	消防本部西署	係長
予防技術検定	消防本部西署	主事補
予防技術検定（防火査察）	消防本部西署	主幹
新生児蘇生・分娩介助講習会	消防本部東署	主事
	消防本部東署	主事補
	消防本部東署	主幹

*所属名・職名等は、研修を受講したときのものを表示しています。

評価対象年度	平成25年度	事務事業評価シート				作成日	平成26年	6月	13日
						点検日	平成26年	6月	24日
事務事業名	商工会補助事業				事業類型	補助事業			
担当部課G等	産業部 商工観光課		商工観光G		記入者氏名	課長 引田克治			
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第5章 活力があり賑わいのあるまちづくり				■ 実施計画 対象事業		
	施策名		2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る						
	基本事業名		1 商業の振興						
予算科目	会計	一般会計	款	項	目	事業名	根拠法令		
			06	01	02	商工会補助事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度			
			(開始年度 昭和35年度～)			(年度～年度)			
事業概要									
【全体概要】 中小企業者の経営改善及び近代化・合理化を図るため、那珂市商工会に対し補助を行い、各種指導・相談業務の強化を支援し、中小企業の活性化を促進する。					【業務内容】 那珂市商工会への補助金交付事務 計 13,000,000円 ・人件費補助 12,250,000円(商工会等職員設置費等事業 9,884,315円、 商工会等リーディング事業 2,365,685円) ・事業費補助 750,000円(商店街賑わい創出事業 750,000円)				

1 現状把握の部(DOシート)

(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移						単位	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (計画)	28年度 (計画)	
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等						④対象指標(対象の大きさを表す指標)						
・市内事業者数						事業所数(経済センサス調査/ H21基礎調査、H24活動調査)	箇所	1,958	1,953	1,953	1,953	1,953
②手段(具体的な事務事業のやり方)						⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
・資金補助及び斡旋委託 (人件費補助、事業費補助)						商工会会員数	名	1149.	1136.	1136.	1136.	1136.
						商工会支部・部会等事業開催回数	回	37.	39.	39.	39.	39.
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか)						⑥成果指標(対象における意図された対象の程度)						
・経営の改善及び近代化、合理化を図る ・競争力の向上を図る ・地域雇用の創出、安定化を図る						金融斡旋事業(貸付件数)	件	151	181	181	181	181
						指導及び相談件数	件	2,639	1,966	1,966	1,966	1,966
						年間商品販売額(H19商品販売額)	万円	7,651,240	7,651,240	7,651,240	7,651,240	7,651,240
						製造品出荷額等(従業者4人以上)経済センサス/H24活動調査	万円	4,096,717	4,319,133	4,319,133	5,200,000	5,200,000
(2)投入量の推移						単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(見込)	27年度(計画)	28年度(計画)	全体計画
事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	財源	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一般財源	千円	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
	事業費計(A)	千円	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
人件費	千円	510	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
正規職員	千円	510	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
正規外職員	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人件費計(B)	千円	510	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
投入量(A)+(B)	千円	13,510	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	
(3)事務事業の環境変化・市民意見等												
①事業を始めたきっかけ						商工会の活動をより活性化させることで、市内中小企業者の振興を図ることができる。						
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)						近年、商工会の会員数の減少等により財政運営は厳しくなっており、県商工会連合会への人事一元化による正規職員数の適正化や積立金等の取り崩しによる財政確保など、一層効率的な団体運営に努めている。						
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)						商工業活性化のため、今後も継続して支援を行なってほしい(那珂市商工会)						

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み																		
前年度の評価の結果、どのように取り組みましたか？ また、取り組み後どのように変わりましたか？ 見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前年度最終評価) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持	(前年度評価結果を踏まえた見直し内容) ・24年度実績報告書及び25年度交付申請書の内容を十分に精査することで、補助内容の適正化を図った。 ・事業実施に際して、商工会との連絡・調整を密に行い適正化を図った。																
		(予算への反映) <input type="checkbox"/> 削減 (事業費) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td>千円</td></tr><tr><td>0</td><td>千円</td></tr></table> (人件費) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td>千円</td></tr><tr><td>0</td><td>千円</td></tr></table> <input type="checkbox"/> 増加 (事業費) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td>千円</td></tr><tr><td>0</td><td>千円</td></tr></table> (人件費) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>0</td><td>千円</td></tr><tr><td>0</td><td>千円</td></tr></table> <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円
0	千円																	
0	千円																	
0	千円																	
0	千円																	
0	千円																	
0	千円																	
0	千円																	
0	千円																	

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 市関与の妥当性 ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？ ●国や県ではなく、市が実施する理由はなんですか？ ●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	■ 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 商工会は地域商工業の振興発展に中心的役割を担っており、また、市商工業振興計画に基づく施策事業の実施主体にもなっているため、公共関与については妥当性がある。
有効性 評価	② 成果の向上余地 ●当初の見通しに沿った成果となっていますか？ ●成果が一部の対象者に限定されていませんか？ ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？	<input type="checkbox"/> 余地がない ■ 余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 「那珂市商工業振興計画」に基づく各施策を商工会を中心に商工業者と共に取り組むことで、地域商工業の振興及び地域経済の活性化が図られる。
評価	③ 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか？ ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？	■ 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 類似事務事業がないため統廃合の余地はない。また、市商工業振興計画に基づく施策の実施主体として団体の役割が大きいため、事業廃止や休止した場合の影響が大きい。
効率性 評価	④ 事業費や人件費の削減余地 ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？ ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できませんか？ ●事業目的にそぐわない支出はありませんか？	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない ■ 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 事業費＝補助金なので、市の財政状況や商工会事業の実施状況などを踏まえながら、今後も継続的に検討していく必要がある。
公平性 評価	⑤ 受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？ ●受益者負担を求める事業ではない負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	■ 適正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) <input type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない 積算根拠は、平成21年度より総人件費及び一部事業費の所要額から県補助額を差し引いた商工会自己負担額の2分の1の額とし明確化・ルール化している。会員は年会費を自己負担している。

3 計画の部(PPLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載

終了 廃止 休止 統廃合
 継続 → 見直し(改革・改善) → { 目的の再設定 有効性の改善 効率性の改善 }
 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)

改革・改善の具体的内容(改革案・実行計画)
 「那珂市商工業振興計画」に基づく施策の実施主体であり、また、商工業振興の中心的役割を担うことから、商工業者のニーズの把握に努め、効率的・有効的な活動と自主性を図る。

改革・改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			
	低下			

(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)
 担当部長としての意見・考え方(1次評価者と同じ場合も記入)
 商工会は地元の中小企業を支え、雇用を含め産業を振興する役割を担い、また、商店街の振興や地域活性化に大きな成果をあげている。今後は、経営の効率化を図り、より高度化、専門化するニーズに応えていく。

(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)

(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)

終了 廃止 休止 統廃合 継続 (見直し 現状維持)

平成26年度外部評価対象事業（商工会補助事業）

予算事業名	商工会補助事業		事業開始年度	昭和35年
団体名	那珂市商工会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・那珂市補助金等交付規則 ・商工会が行う事業の内、補助金の対象となる事業は、①茨城県補助事業②地域総合振興事業です。(那珂市商工会運営費補助金交付要綱(内規)) ・市補助金の積算根拠は、茨城県補助事業は「(前年度支出額-茨城県補助金)×50%」、地域総合振興事業は「市長が定めます。(那珂市商工会運営費補助金交付要綱(内規))」 			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	商工会等職員設置費	45,505 千円
	県からの財政支出金	31,716 千円	商工会等リーディング事業費	12,045 千円
	市町村からの財政支出金	13,000 千円	総合事業費(商店街賑わい創出事業)	2,336 千円
	委託料・指定管理料	千円		千円
	補助金	13,000 千円		千円
	その他	千円		千円
	その他 (自主財源)	15,170 千円		千円
総計	59,886 千円	総計	59,886 千円	

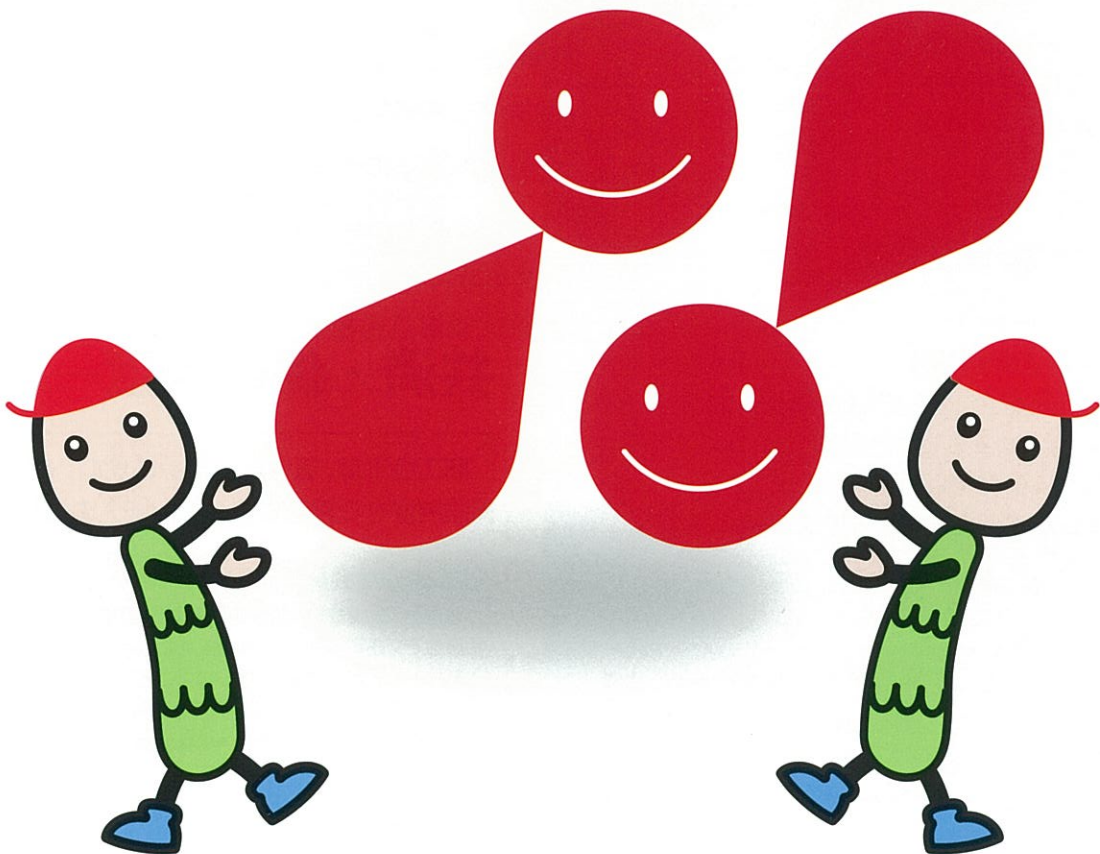
※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	別紙のとおり (リーフレット「商工会はこんなところ！」)									
	資本金	- 千円	役員	(単位:人)	常勤	うち (出向・OB)	非常勤	うち (出向・OB)	監事	うち (出向・OB)
	市出資金	- 千円		役員	0	0	33	0	2	0
	出資比率	- %		職員	8	0	0	0		
団体全体の収支状況	収入		支出							
	国からの財政支出金	千円	商工会等職員設置費等事業	45,505 千円						
	県からの財政支出金	31,716 千円	商工会等リーディング事業費	12,045 千円						
	市町村からの財政支出金	13,300 千円	総合事業費	35,011 千円						
	委託料・指定管理料	千円	資産取得支出	1,940 千円						
	補助金	13,000 千円	積立金等支出	3,880 千円						
	その他(産品開発補助)	300 千円								
	その他 (会費手数料等収入他)	55,482 千円	総計	98,381 千円						
総計	100,498 千円	収支差	2,117 千円							
特記事項	負債総額: - 円 資本総額: - 円 利益剰余金(もしくは欠損金): - 円									
財務諸表URL	-									

※ このシートは、(一財)構想日本による「事業仕分け」時に使用する資料の様式を使用して作成しました。

つくんの

商工会は こんなところ!



商工会は
行きます 聞きます 提案します



商工会とは

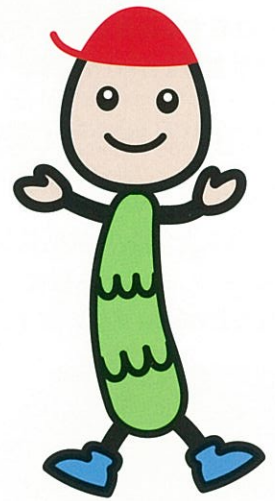
商工会は中小企業の発展や豊かな地域づくりのために様々な活動を行っています。

商工会は、地域事業者が会員となって、地域商工業の発展や豊かな地域づくりのために活動を行う総合経済団体です。

「商工会法」に基づいて設立され、全国には1,694の商工会があり、約860,000の事業者が加入しています。茨城県には43の商工会があり、会員総数は約45,000で全国2位の規模です。

全国的なネットワークと高い組織率を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。

茨城県商工会連合会及び県内43商工会は、「中小企業経営力強化支援法(H24.8.30施行)」に基づく中小企業支援機関に認定されました。



ボクは商工会キャラクター「つくくん」です。

商工会の2大事業

事業者の経営改善

〔経営改善普及事業〕

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県の定める資格をもつ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事します。

地域社会の発展

〔地域振興事業〕

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、豊かな地域づくりと商工業振興のために、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉増進など、さまざまな事業に取り組んでいます。



IBARAKI Federation of Commerce & Industry.
茨城県商工会連合会

〒310-0801 水戸市桜川|2-2-35 茨城県産業会館13F

Tel.029-224-2635 Fax.029-226-0955

E-mail: ibaraki@ib-shokoren.or.jp

<http://www.ib-shokoren.or.jp/>

経営指導

経営に関するさまざまな課題を解決するために、
商工会ではいつでも皆さまのお越しをお待ちしています。

経営者のベストパートナーとして！

【経営指導】

商工会では、経営のことでお悩みの皆さまに対し、経営指導員等が、適切なアドバイスを行います。また、定期的に皆さまの地域を回る巡回指導も行っています。

さらに、法律や税金などの専門家が皆さまのご相談を承りますので、お気軽に商工会にご相談ください。

活きた情報をキャッチ！

【講習会・研修会】

商工会では、経営者の皆さまにとって、必要な知識や技術などに関する情報を提供するために、各種講習会や研修会等を開催しています。

お気軽にご参加ください。



新しい事業に取り組む みなさまのために

【創業・経営革新支援事業】

商工会では、創業予定者や新分野への進出などを志す皆さまのために、新たな事業分野開拓のための専門的指導やセミナーを開催するなどの幅広い支援を行っています。

新規開業の促進や雇用機会の創出等を図るための事業です。

専門家が直接相談に応じます

【専門家派遣事業】

経営戦略や販売促進、店舗レイアウト、従業員教育、法律問題、後継者対策など、様々な経営課題にお悩みの皆さまに対し、各分野の専門家、税理士、中小企業診断士、ITコーディネーター、社会保険労務士、デザイナー等が無料で事業所におうかがいし、アドバイスいたします。

商工会は、地域のために
すばやく、とっくても、
いいかたち。
とは何かを考え、
期待に応えていきます。



金融指導

運転資金や設備資金など、大きな事業資金ほどわずかな
金利差も大きな違い。商工会には、会員の皆さまが安心して
ご利用になれる各種の低利な融資制度がそろっています。

例 マル経融資制度

【小規模事業者経営改善資金融資制度】

国が小規模事業者に対して制度化したもので、商工会長の推薦によって日本政策金融公庫の融資を斡旋します。保証人も担保も必要なく、しかも低利な融資制度です。あなたの信用力を商工会が補完します。

◆利用対象

商工会の経営指導を6ヵ月以上受けている
従業員20人以下(商業・サービス業では5人以下)の企業。

◆貸付限度額

1,500万円

◆利率 1.75% (H25.7.10現在)

※この他にも、市町村の自治金融や県の制度融資などがあり、
いずれも公的融資制度で低利な点も魅力です。
皆さまの企業に最適な融資制度をご案内します。

共済・保険制度

社員・従業員の
ためにも、ぜひ、
加入してください

商工会では、皆さまのために安心、有利な各種の共済、
保険制度をご用意しました。加入のご相談を承ります。

【全国商工会会員福祉共済】

全国商工会連合会が管理する自家共済制度です。一契約2,000~4,000円の掛金で交通事故や不慮の事故にあわれた時に共済金をお支払いします。また、一契約1,000円の掛金をプラスすることで病気についての手術、入院に際しての共済金をお支払いする医療特約も付加できます。さらに、「がん」重点補償制度に加入することで、より手厚い補償が受けられます。労災保険を補完する制度として是非ご加入ください。

【商工貯蓄共済】

貯蓄・融資・保険が三位一体となった共済制度です。加入者還元の一環としてキャンペーンを実施しています。また、手術、入院に際しての給付金をお支払いする医療保障特約型も付加できます。

【中小企業PL保険】

PL法(製造物責任法)に対応した中小企業のための全国制度で、加入者の皆さまが製造または販売した製品などが原因で、人身事故・物損事故が発生した場合、損害賠償金・争訟費用などを補償します。

【小規模企業共済】

国の行っている共済制度で、事業主が事業をやめた場合、もしくは役員を退職した場合の事業主への退職金制度です。

【経営セーフティ共済】

中小企業の連鎖倒産を防ぐための国の制度で、万一取引先が倒産し売掛金などの回収が困難となった場合、共済金の貸付が受けられる制度です。また、貸付は無担保・無利息・無保証人です。

【中小企業退職金共済】

従業員に退職金制度を設けることが困難な中小企業を対象に、国の援助で従業員の退職金制度がもてる共済制度です。また、福利厚生施設を設置するための資金融資も受けられます。

税務・経理指導

商工会では、税金の各種控除を知りたい、青色申告制度ってなに？など、皆さまのお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っています。

決算や申告期には、税理士の資格をもった方々が、皆さまの専門の相談員として、無料の税務相談に応じています。

また、コンピュータによる記帳代行によって元帳作成など面倒な記帳業務をあなたに代わってスピーディーに処理します。

一日わずかな時間の起票で あとはコンピュータにおまかせ！

【帳簿の記帳代行】

商工会では、所定の用紙に毎日の取引をご記入のうえ、1ヵ月ごとにまとめてご提出いただくだけで、分析した経営データを毎月お届けします。わずらわしい確定申告もスピーディーに行えます。経営の近代化にも幅広くお役立てください。



労務指導

商工会では、皆さまの企業にお勤めの従業員に対する福利厚生のために、社会保険、労働保険、退職金などについて、ご相談に応じ適切なアドバイスをしています。

よりよい皆さまの未来のために

【社会保険】

すべての法人事業所や、常時5人以上の従業員を雇用している一般の個人事業所一部のサービス・農・林・漁業等は除く）は、事業主や従業員の意思に関係なく、健康保険・厚生年金への加入が義務付けられています（強制適用事業所）。従業員が5人未満の個人事業所でも、一定の手続きをして社会保険事務所長の認可を受ければ、健康保険・厚生年金の適用を受けることができます。

安全と安心で豊かな暮らしを

【労働保険】（労災保険・雇用保険）

従業員を1人でも雇用する事業主は、パート・アルバイト、業種のいかに問わず、労働保険への加入が義務付けられています。労働保険の手続きがわずらわしい方、人手不足のため労働保険の事務処理に困っている方には、商工会への事務委託をおすすめします。

商工会に事務委託すると、事務処理が軽減されるとともに、労災保険に加入できない事業主及び家族従事者も労災保険に特別に加入することができます。

商工会は、皆さまの

ちからになりたい。

と考えています。



地域(まち)づくり

商工会では、地域(まち)の発展のために、商店街の整備や地域産業おこしイベントの開催などを通じて、地域(まち)の活性化に努めています。

魅力ある商店街をめざして！

【商店街の整備】

商工会では、魅力ある商店街づくりのために、空き店舗対策、駐車場、イベント広場の整備など、商店街の近代化を支援しています。

地域の産業おこしを支援します

【特産品・観光開発】

商工会では、地域の活性化をはかるために、地域資源を活用した特産品づくりや観光開発を目的とした地域振興事業、法律に基づき小規模企業の事業活動を支援するための施設を設置する基盤整備事業など、地域の産業おこしを図るための事業等を行っています。

個性ある地域(まち)をめざして

【イベントの開催】

商工会では、地域活性化を図るために、産業祭、物産展、スポーツ大会などを開催しています。また、祭りや地域伝統芸能などの地域文化の継承、保存も積極的に支援しています。

キャッチした情報は
しっかりと経営に
役立てよう！！

商工会には、

コツもヒントもノウハウも。

すべてあります。

その他

地域の発展のためにその他にも多くの活動を行っています。

ゆたかで住み良い地域づくりを目指す

【青年部・女性部について】

青年部は40歳までの経営者・後継者で組織。女性部は、会員の配偶者や女性経営者で組織しています。それぞれの立場での研修会や親睦事業を行うとともに、商工会の内部組織として、地域の発展や振興に貢献するさまざまな活動を積極的に実施しています。

各種申請届出の委託業務実施

【GS1事業者コード・容器包装リサイクル事業について】

商工会は、流通システム開発センターへのGS1事業者コード(バーコード)の申込み受付、日本容器包装リサイクル協会への容器リサイクル商品申請窓口として、手続き関係業務を委託され実施しています。

お役立てください各種検定

【検定】

商工会では、商工業の振興に資するために、珠算、簿記の検定試験を全国規模で実施しています。

みなさまの意見を取りまとめています

【意見活動】

地域の振興や皆さまの事業の発展のために、商工会はその意見を集約し、これを国会や行政庁などに、建議・陳情しています。



茨城県のネットワーク

お気軽に、地元の商工会を
ご利用ください。

H25.8.1現在

商工会名	所在地	電話
常陸太田市商工会	常陸太市中城町3210	0294-72-5533
金砂郷支所	常陸太田市高柿町257-5	0294-76-2301
水府支所	常陸太田市町田町103	0294-85-0146
里美支所	常陸太市中大町1653	0294-82-2609
高萩市商工会	高萩市下手綱2000	0293-22-2501
北茨城市商工会	北茨城市磯原町本町1-3-9	0293-42-2511
東海村商工会	那珂郡東海村村松北1-2-34	029-282-3238
那珂市商工会	那珂市菅谷4404-7	029-298-0234
瓜連支所	那珂市瓜連1086-1	029-296-0241
常陸大宮市商工会	常陸大宮市南町1104-4	0295-53-3100
山方支所	常陸大宮市山方662-4	0295-57-2517
美和支所	常陸大宮市高部402-2	0295-58-2009
緒川支所	常陸大宮市上小瀬2070-1	0295-56-2805
御前山支所	常陸大宮市野口2085	0295-55-2408
大子町商工会	久慈郡大子町池田2732-3	0295-72-0191
日立市十王商工会	日立市十王町友部1596-3	0294-39-2086
笠間市商工会	笠間市笠間1464-3	0296-72-0844
友部事務所	笠間市東平2-3-3	0296-77-0532
岩間事務所	笠間市下郷4439	0299-45-5711
水戸市常澄商工会	水戸市大串町2140-2	029-269-4214
茨城町商工会	東茨城郡茨城町奥谷33-1	029-292-5979
小美玉市商工会	小美玉市部室1111-3	0299-48-0244
小川支所	小美玉市小川4-11	0299-58-2339
水戸市内原商工会	水戸市杉崎町55内原駅北25街区6	029-259-2803
城里町商工会	東茨城郡城里町阿波山38-4	029-289-2132
大洗町商工会	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	029-266-1711
鹿嶋市商工会	鹿嶋市宮中2-1-34	0299-82-1919
大野支所	鹿嶋市津賀1919-1 大野ふれあいセンター内	0299-69-0125
潮来市商工会	潮来市牛堀17	0299-80-3831
鉾田市商工会	鉾田市鉾田2482-1	0291-32-2246
旭支所	鉾田市造谷806-20	0291-37-1036
大洋支所	鉾田市大蔵1338-1	0291-39-2065
神栖市商工会	神栖市溝口4991	0299-92-5111
波崎支所	神栖市土合本町5-9809-527	0479-48-0333
行方市商工会	行方市麻生1222-1	0299-72-0520
北浦支所	行方市山田2558	0291-35-2013
玉造支所	行方市玉造甲403	0299-55-0581

商工会名	所在地	電話
つくば市商工会	つくば市筑穂1-10-4 つくば市大穂庁舎2階	029-879-8200
かすみがうら市商工会	かすみがうら市上土田433-2	0299-59-3755
霞ヶ浦支所	かすみがうら市深谷2964-7	029-897-0055
石岡市八郷商工会	石岡市柿岡2009-3	0299-43-0247
土浦市新治商工会	土浦市高岡1902-7	029-862-2325
つくばみらい市商工会		
伊奈事務所	つくばみらい市福田671-2	0297-58-1700
谷和原事務所	つくばみらい市古川1483	0297-52-4331
龍ヶ崎市商工会	龍ヶ崎市上町4264-1	0297-62-1444
取手市商工会	取手市取手2-14-23	0297-73-1365
藤代支所	取手市藤代730-1	0297-83-3830
牛久市商工会	牛久市上柏田4-1-1	029-872-2520
守谷市商工会	守谷市本町19	0297-48-0339
稲敷市商工会	稲敷市江戸崎甲548-3	029-892-2603
美浦村商工会	稲敷郡美浦村受領1264-2	029-885-2250
阿見町商工会	稲敷郡阿見町岡崎3-17-9	029-887-0552
河内町商工会	稲敷郡河内町長竿3566-1	0297-84-2136
利根町商工会	北相馬郡利根町布川2947	0297-68-7417
下妻市商工会	下妻市長塚74-1	0296-43-3412
千代川支所	下妻市宗道94-1	0296-44-4431
常総市商工会		
水海道事務所	常総市水海道橋本町3552-1	0297-22-2121
石下事務所	常総市新石下3678	0297-42-3155
坂東市商工会	坂東市岩井3230-1	0297-35-3317
筑西市商工会	筑西市門井1942-4	0296-57-2124
関城事務所	筑西市舟生1023	0296-37-6621
明野事務所	筑西市海老ヶ島1292-1	0296-52-2511
桜川市商工会	桜川市東桜川1-21-1	0296-76-1800
真壁事務所	桜川市真壁町真壁198-58	0296-55-4111
大和事務所	桜川市羽田1019-1	0296-58-5069
八千代町商工会	結城郡八千代町菅谷1177-27	0296-49-3232
古河市商工会		
総和事務所	古河市下大野2209-9	0280-92-4500
三和事務所	古河市仁連2053-1	0280-76-4511
五霞町商工会	猿島郡五霞町新幸谷463	0280-84-0777
境町商工会	猿島郡境町965-29	0280-87-0380

お問い合わせは

評価対象年度	平成25年度		事務事業評価シート			作成日	平成26年	5月	19日
						点検日	平成26年	6月	25日
事務事業名	市民自治組織支援事業					事業類型	補助事業		
担当部課G等	市民生活部 市民協働課		市民活動グループ		記入者氏名	課長 中山悦男			
総合計画体系	施策の大綱(施策名)		第1章 市民との協働のまちづくり			■ 実施計画 対象事業			
	施策名		1 市民との協働によるまちづくりを推進する						
	基本事業名		1 市民・コミュニティとの協働体制の確立						
予算科目	会計	一般会計	款	項	目	事業名	根拠法令	那珂市地域まちづくり交付金 交付規則	
			02	01	07	市民自治組織支援事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 平成23年度～)			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度～ 年度)			
事業概要									
【全体概要】 地域の発展や課題解決に取り組む自治会及び地区まちづくり委員会の活動を支援するため、予算の範囲内において、那珂市地域まちづくり交付金を交付する。					【業務内容】 ・算出基準に基づき、交付金の額を算出し、自治会及び地区まちづくり委員会に交付する。(4月、10月) ・自治会及び地区まちづくり委員会から提出された総会資料(事業計画、活動実績)の内容を精査する。				

1 現状把握の部(DOシート)

(1)事務事業の目的と効果・指標等の推移		単位	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (計画)	28年度 (計画)
①対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等	④対象指標(対象の大きさを表す指標)						
市民自治組織(自治会及び地区まちづくり委員会)	自治会の数	組織	69	69	69	69	69
	地区まちづくり委員会の数	組織	8	8	8	8	8
②手段(具体的な事務事業のやり方)	⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
地域まちづくり交付金の交付	交付金の交付件数(自治会)	件	69	69	69	69	69
	交付金の交付件数(地区まちづくり委員会)	件	8	8	8	8	8
③意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか)	⑥成果指標(対象における意図された対象の程度)						
市民自治組織の活動を支援することで、市民との協働によるまちづくりを推進する。	班(組合)加入率	%	75.2	74.3	73.7	75.0	75.0
	まちづくり活動に参加している市民の割合	%	52.1	41.9	53.5	65.0	67.5

(2)投入量の推移		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(見込)	27年度(計画)	28年度(計画)	全体計画
事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
	財源支金	千円	0	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	106,369	106,513	108,305	108,305	108,305	0
	事業費計(A)	千円	106,369	106,513	108,305	108,305	108,305	0
人件費	千円	1,500	1,430	1,443	1,443	1,443		
正規職員		0.26人	0.31人	0.32人	0.32人	0.32人		
正規外職員	千円	0	0	0	0	0		
		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人		
人件費計(B)	千円	1,500	1,430	1,443	1,443	1,443		
投入量(A)+(B)	千円	107,869	107,943	109,748	109,748	109,748		

(3)事務事業の環境変化・市民意見等	
①事業を始めたきっかけ	市民の自主的な活動を促進するため、平成23年4月に自治組織制度が導入され、市が市民自治組織の活動を支援することになった。
②事務事業をとりまく状況(対象者や根拠法令等はどう変化していますか? 開始時期と比べてどう変わりましたか?)	「地域のことは自らが考え行動する」という自治の精神が徐々に浸透し始め、自治会及び地区まちづくり委員会が、地域の発展や課題解決に向けて、様々な活動に取り組むようになった。
③関係者からの意見要望(この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?)	市民自治組織の関係者から、自治会加入率の低下や加入促進策について、意見や要望が寄せられている。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み																	
前年度の評価の結果、どのように取り組みましたか？ また、取り組み後どのように変わりましたか？ 見直しの結果、予算にはどのように反映しましたか？	(前年度最終評価) (前年度評価結果を踏まえた見直し内容) <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持	(予算への反映) <table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/> 削減 (事業費)</td><td>0</td><td>千円</td></tr><tr><td>(人件費)</td><td>0</td><td>千円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 増加 (事業費)</td><td>0</td><td>千円</td></tr><tr><td>(人件費)</td><td>0</td><td>千円</td></tr><tr><td colspan="3">■ 反映なし</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 削減 (事業費)	0	千円	(人件費)	0	千円	<input type="checkbox"/> 増加 (事業費)	0	千円	(人件費)	0	千円	■ 反映なし		
<input type="checkbox"/> 削減 (事業費)	0	千円															
(人件費)	0	千円															
<input type="checkbox"/> 増加 (事業費)	0	千円															
(人件費)	0	千円															
■ 反映なし																	

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価 ① 市関与の妥当性 ●市が主体となって税金を使ってこの事業を行うことは妥当ですか？ ●国や県ではないが、市が実施する理由はなんですか？ ●民間事業者は類似の事業を実施していませんか？	■ 妥当である 安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するためには、地域の発展や課題解決に努める市民自治組織の役割が一層重要になってきており、市がその活動を支援することは妥当である。 <input type="checkbox"/> 見直し必要がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック)
有効性評価 ② 成果の向上余地 ●当初の見直しに沿った成果となっていますか？ ●成果が一部の対象者に限定されていませんか？ ●対象数が増加している場合、現状どおりの対応では十分に成果が得られないおそれはありませんか？	<input type="checkbox"/> 余地がない ■ 余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 広報等を活用し、市民自治組織が地域にとって必要な組織であることを市民に知ってもらうとともに、その活動に参加するきっかけを提供することで、成果を向上させる余地がある。
有効性評価 ③ 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 ●市の事業で対象指標や活動指標が似ているものはありますか？ ●廃止又は休止した場合、事業の対象や成果の状況から判断し、影響は限定的で対応は可能であると見込まれますか？	■ 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 類似事業はなく、統廃合の余地はない。 協働体制の確立に向け、今後も市民自治組織と連携協力してまちづくりを進めていく必要があることから、廃止・休止はできない。
効率性評価 ④ 事業費や人件費の削減余地 ●成果を下げずに、単位当たりコストを削減し活動指標を増加(維持)させることはできませんか？ ●担当者の業務の一部(全部)を民間委託にすることで、担当者の負担(人件費)を減少できますか？ ●事業目的にそぐわない支出はありませんか？	■ 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) 事業費を削減してしまうと、市民自治組織の協働に対する意識の低下を招くおそれがある。 人件費は、必要最小限の労力で事務を行っており、これ以上の削減余地はない。
公平性評価 ⑤ 受益者負担の適正余地 ●事業の内容に照らし、受益者の負担割合は適正ですか？ ●受益者負担を求める事業ではない負担割合が低い事業の場合、その理由はなんですか？	<input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある(→3計画の部にて「現状維持」以外にチェック) ■ 受益者負担を求める事業ではない 本事業は市民自治組織の活動を支援するために交付金を交付する事業であり、受益者負担を求める事業ではない。

3 計画の部(PPLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載																				
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 ■ 継続 → ■ 見直し(改革・改善) → { <input type="checkbox"/> 目的の再設定 ■ 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 } → <input type="checkbox"/> 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)																				
改革・改善の具体的な内容(改革案・実行計画) 市民自治組織が地域にとって必要な組織であることを市民に知ってもらうとともに、その活動に参加するきっかけを提供できるよう、市ホームページ内に開設した「市民自治組織情報掲示板」の内容を充実させていく。	改革・改善による期待成果 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">成果</th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr></thead><tbody><tr><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td>×</td></tr></tbody></table>	成果	コスト			削減	維持	増加	向上		○		維持			×	低下			×
成果	コスト																			
	削減	維持	増加																	
向上		○																		
維持			×																	
低下			×																	

(2) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 ■ 継続 (■ 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持) 担当部長としての意見・考え方(1次評価者と同じ場合も記入) 自治会組織の基礎は地域住民の参画にあるので、各自治会と連携し自治会加入促進の具体的方策を検討し、加入促進を支援する必要がある。

(3) 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)

(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続 (<input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持)

地域まちづくり交付金について

1 交付金の趣旨

地域の発展や課題解決に取り組む自治会及び地区まちづくり委員会(以下「市民自治組織」という。)の活動を支援するため、予算の範囲内において、那珂市地域まちづくり交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

2 交付の対象

交付金の交付の対象は、市民自治組織とし、次の各号のいずれかに該当するものに充てることができる。

- (1) 保健及び福祉の推進を図る活動
- (2) 防災、防犯及び交通安全の推進を図る活動
- (3) 環境衛生及び環境美化を図る活動
- (4) 青少年健全育成を振興する活動
- (5) 文化及びスポーツを振興する活動
- (6) その他地域活性化を図る活動
- (7) 市民自治組織の運営に関する経費

3 交付金の額

(1) 自治会

区分		算出基準	備考
基本額	均等割	270,000 円	1 自治会当たり
	世帯割	1,950 円	自治会から報告のあった前年度 2 月 1 日現在の加入世帯 1 世帯当たり
文書配送事務委託分		1,200 円	1 加入世帯当たり
防犯灯維持管理分		1,500 円	当該年度 4 月 1 日現在の基数 1 基当たり
自治活動施設維持管理分	光熱水費分	30,000 円	当該年度 4 月 1 日現在の館数 1 館当たり
	借地料分	借地料の 3 分の 1 の額 (1,000 円未満切捨て)	借地料が年額 30,000 円以上の施設で上限 100,000 円とする。

(2) 地区まちづくり委員会

区分	算出基準	備考
均等割	1,300,000 円	1 委員会当たり
人口割	70 円	前年度 2 月 1 日現在の住民基本台帳による人口 1 人当たり
事務局員配置分	1,800,000 円	1 人当たり 1 委員会当たり 1 人とする。ただし、菅谷地区は 2 人とする。

4 交付の時期

市は、交付金を毎年 4 月末日まで及び 10 月末日までに交付する。

5 事業計画及び活動報告

市民自治組織は、交付金により実施する事業計画及び交付金により実施した事業実績が記載された総会資料を毎年 5 月末日までに市に提出する。

6 参考

(1) 交付金に関する主な経緯

年月	主な経緯
平成 20 年 4 月	○那珂市協働のまちづくり検討委員会を設置 市の取り組み方針や市民と行政の役割分担のあり方などを整理した「那珂市協働のまちづくり指針」の策定に向け、検討を始める。また、検討委員会の中に、支援制度部会を設け、市民自治組織及び市民活動団体に対する支援策について調査・検討を行う。
平成 21 年 12 月	○那珂市協働のまちづくり指針を策定 これまで市の各部署から支出していた各地域への補助金・交付金を可能な限り整理統合し、まちづくり一括交付金を創設し、市民自治組織の運営及び活動を支援する旨が示される。また、正副区長報酬、地域振興交付金、区長会補助金、分館長・派遣主事報酬等の総額を算定基礎として制度設計し、交付金等に配分する旨が示される。
平成 22 年 6 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則を制定 平成 22 年 6 月 3 日規則第 31 号 平成 23 年 4 月 1 日施行 ・自治会 基本額 均等割 270,000 円/1 自治会当たり 世帯割 1,950 円/1 加入世帯当たり 文書配送事務委託分 1,200 円/1 加入世帯当たり 防犯灯維持管理分 1,500 円/1 基当たり 自治活動施設維持管理分 光熱水費分 30,000 円/1 館当たり 借地料分 借地料の 1/3 ・地区まちづくり委員会 均等割 1,000,000 円/1 委員会当たり 人口割 70 円/人口 1 人当たり
平成 22 年 12 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則の一部を改正 平成 22 年 12 月 24 日規則第 47 号 平成 23 年 4 月 1 日施行 自治会の均等割の額について、自治会が統合等を行った場合の経過措置を追加する。また、バス借り上げ相当額として、地区まちづくり委員会の均等割を増額する。 ・地区まちづくり委員会 均等割 1,300,000 円/1 委員会当たり
平成 23 年 4 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則を施行
平成 24 年 1 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則の一部を改正 平成 24 年 1 月 30 日規則第 2 号 平成 24 年 4 月 1 日施行 地区まちづくり委員会について、事務局員配置分を追加する。 ・地区まちづくり委員会 事務局員配置分 1,800,000 円/1 人当たり
平成 26 年 3 月	○那珂市地域まちづくり交付金交付規則の一部を改正 平成 26 年 3 月 28 日規則第 7 号 平成 26 年 4 月 1 日施行 交付の時期について、「4 月末日及び 10 月末日」を「4 月末日まで及び 10 月末日まで」に改める。

(2) 平成 25 年度地域まちづくり交付金の内訳 別紙 1 参照

(3) 市民自治組織に対する他の助成事業 別紙 2 参照

(4) 自治会及び地区まちづくり委員会の主な活動 別紙 3 参照

○自治会

No.	自治会名	加入世帯数 (H25.2.1現在)	基本額		文書配送事務 委託分	防犯灯維持 管理分	自治活動施設維持管理分		計
			均等割	世帯割			光熱水費分	借地料分	
1	本米崎	378	270,000	737,100	453,600	78,000	60,000	10,000	1,608,700
2	向山	223	270,000	434,850	267,600	22,500	90,000	20,000	1,104,950
3	横堀	382	270,000	744,900	458,400	94,500	30,000	0	1,597,800
4	堤	228	270,000	444,600	273,600	37,500	30,000	0	1,055,700
5	杉	370	270,000	721,500	444,000	55,500	30,000	0	1,521,000
6	額田第一	184	270,000	358,800	220,800	51,000	30,000	0	930,600
7	額田第二	158	270,000	308,100	189,600	34,500	30,000	0	832,200
8	額田第三	321	270,000	625,950	385,200	114,000	30,000	0	1,425,150
9	額田第四	223	270,000	434,850	267,600	78,000	0	0	1,050,450
10	額田第五	164	270,000	319,800	196,800	42,000	0	0	828,600
11	額田第六	125	270,000	243,750	150,000	43,500	30,000	0	737,250
12	鷺内	541	270,000	1,054,950	649,200	150,000	30,000	46,000	2,200,150
13	東組	623	270,000	1,214,850	747,600	151,500	30,000	0	2,413,950
14	寄居	252	270,000	491,400	302,400	84,000	30,000	33,000	1,210,800
15	仲之内	330	270,000	643,500	396,000	109,500	0	0	1,419,000
16	堀之内	286	270,000	557,700	343,200	85,500	60,000	106,000	1,422,400
17	下宿下	174	270,000	339,300	208,800	69,000	30,000	64,000	981,100
18	下宿上	387	270,000	754,650	464,400	114,000	0	0	1,603,050
19	菅谷中宿	543	270,000	1,058,850	651,600	124,500	30,000	0	2,134,950
20	上宿第1	402	270,000	783,900	482,400	156,000	30,000	0	1,722,300
21	上宿第2	81	270,000	157,950	97,200	42,000	0	0	567,150
22	上宿第3	253	270,000	493,350	303,600	85,500	0	0	1,152,450
23	一の関	405	270,000	789,750	486,000	189,000	0	0	1,734,750
24	原福田	167	270,000	325,650	200,400	49,500	30,000	0	875,550
25	仲福田	148	270,000	288,600	177,600	37,500	30,000	0	803,700
26	下福田	100	270,000	195,000	120,000	34,500	30,000	21,000	670,500
27	かしま台	297	270,000	579,150	356,400	156,000	30,000	0	1,391,550
28	ときわ台	178	270,000	347,100	213,600	78,000	30,000	0	938,700
29	野仲	232	270,000	452,400	278,400	46,500	120,000	104,000	1,271,300
30	上宿	163	270,000	317,850	195,600	16,500	0	0	799,950
31	後台中宿	226	270,000	440,700	271,200	49,500	30,000	0	1,061,400
32	田向	203	270,000	395,850	243,600	58,500	30,000	0	997,950
33	後台第三	321	270,000	625,950	385,200	79,500	30,000	0	1,390,650
34	中台第一	254	270,000	495,300	304,800	91,500	30,000	0	1,191,600
35	中台なみき	306	270,000	596,700	367,200	82,500	30,000	0	1,346,400
36	中台津田	229	270,000	446,550	274,800	61,500	0	0	1,052,850
37	東木倉	276	270,000	538,200	331,200	55,500	30,000	0	1,224,900
38	西木倉	174	270,000	339,300	208,800	21,000	30,000	0	869,100
39	豊喰	202	270,000	393,900	242,400	28,500	30,000	0	964,800
40	下江戸	108	270,000	210,600	129,600	43,500	30,000	11,000	694,700
41	大内	60	270,000	117,000	72,000	6,000	30,000	0	495,000
42	田崎	75	270,000	146,250	90,000	27,000	30,000	0	563,250
43	立石	115	270,000	224,250	138,000	33,000	30,000	0	695,250
44	宿	128	270,000	249,600	153,600	24,000	30,000	0	727,200
45	若宮	99	270,000	193,050	118,800	15,000	30,000	10,000	636,850

No.	自治会名	加入世帯数 (H25.2.1現在)	基本額		文書配送事務 委託分	防犯灯維持 管理分	自治活動施設維持管理分		計
			均等割	世帯割			光熱水費分	借地料分	
46	中谷原	89	270,000	173,550	106,800	7,500	30,000	0	587,850
47	飯田	565	270,000	1,101,750	678,000	63,000	0	0	2,112,750
48	鴻巣	426	270,000	830,700	511,200	61,500	0	0	1,673,400
49	旭	189	270,000	368,550	226,800	19,500	0	0	884,850
50	戸崎	333	270,000	649,350	399,600	30,000	30,000	0	1,378,950
51	鹿島	55	270,000	107,250	66,000	18,000	30,000	0	491,250
52	白河内	163	270,000	317,850	195,600	37,500	30,000	0	850,950
53	門部台	117	270,000	228,150	140,400	25,500	30,000	0	694,050
54	門部坏	45	270,000	87,750	54,000	21,000	30,000	0	462,750
55	下河原	52	270,000	101,400	62,400	6,000	30,000	13,000	482,800
56	北酒出	67	270,000	130,650	80,400	1,500	30,000	0	512,550
57	内宿	90	270,000	175,500	108,000	7,500	30,000	16,000	607,000
58	新宿	157	270,000	306,150	188,400	31,500	30,000	0	826,050
59	静	150	270,000	292,500	180,000	97,500	30,000	100,000	970,000
60	下大賀	261	270,000	508,950	313,200	115,500	30,000	0	1,237,650
61	瓜連上	372	270,000	725,400	446,400	117,000	30,000	26,000	1,614,800
62	瓜連中	136	270,000	265,200	163,200	34,500	0	0	732,900
63	瓜連下	309	270,000	602,550	370,800	127,500	30,000	52,000	1,452,850
64	古徳	224	270,000	436,800	268,800	87,000	30,000	50,000	1,142,600
65	中里	253	270,000	493,350	303,600	136,500	30,000	0	1,233,450
66	鹿島	86	270,000	167,700	103,200	81,000	30,000	0	651,900
67	平野第1	233	270,000	454,350	279,600	130,500	0	0	1,134,450
68	平野第2	254	270,000	495,300	304,800	144,000	30,000	0	1,244,100
69	平野第3	221	270,000	430,950	265,200	127,500	0	0	1,093,650
計		15,941	18,630,000	31,084,950	19,129,200	4,635,000	1,830,000	682,000	75,991,150






※平野コミュニティセンターの自治活動施設維持管理分(光熱水費分)は、平野第2自治会に含む。

○地区まちづくり委員会


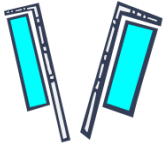



No.	地区まちづくり 委員会名	住基人口 (H25.2.1現在)	均等割	人口割	事務局員 配置分	計
1	神崎地区	5,352	1,300,000	374,640	1,800,000	3,474,640
2	額田地区	3,961	1,300,000	277,270	1,800,000	3,377,270
3	菅谷地区	20,698	1,300,000	1,448,860	3,600,000	6,348,860
4	五台地区	8,282	1,300,000	579,740	1,800,000	3,679,740
5	戸多地区	1,879	1,300,000	131,530	1,800,000	3,231,530
6	芳野地区	4,947	1,300,000	346,290	1,800,000	3,446,290
7	木崎地区	2,473	1,300,000	173,110	1,800,000	3,273,110
8	瓜連地区	8,433	1,300,000	590,310	1,800,000	3,690,310
計		56,025	10,400,000	3,921,750	16,200,000	30,521,750

No.	担当課室名	事業名	事業概要	補助金等の 交付対象	補助金等の額	H25決算額 (千円)
1	市民協働課	市民自治組織 支援事業	地域の発展や課題解決 に取り組む自治会及び 地区まちづくり委員会の 活動を支援するため、 予算の範囲内におい て、那珂市地域まちづ くり交付金を交付する。	・自治会 ・地区まちづくり委 員会	・自治会 基本額 均等割 270,000円/1自治会当たり 世帯割 1,950円/1加入世帯当たり 文書配送事務委託分 1,200円/1加入世帯当たり 防犯灯維持管理分 1,500円/1基当たり 自治活動施設維持管理分 光熱水費分 30,000円/1館当たり 借地料分 借地料の3分の1の額(上限100,000円) ・地区まちづくり委員会 均等割 1,300,000円/1委員会当たり 人口割 70円/住民基本台帳人口1人当たり 事務局員配置分 1,800,000円/1人当たり	106,513
2	市民協働課	自治活動施設 建設費等補助 事業	自治会等が自治活動施 設の建設、整備、賃借 又は既設建物を取得す る場合、自治活動施設 建設費等補助金交付要 項に基づき、その経費 の一部を補助する。	・自治会等	・自治施設建設事業 補助率 事業費の1/2 補助限度額 800万円 ・自治施設整備事業 補助率 事業費の1/2 補助限度額 200万円 ・自治施設賃借事業 補助率 事業費の1/2 補助限度額 月額50,000円 ・自治施設既設建物取得事業 補助率 事業費の1/2 補助限度額 800万円	1,812
3	市民協働課	市民活動支援 事業(市民活 動支援事業補 助金)	市民活動団体の設立を 支援するとともに、地域 の課題解決に向けて、 市民活動団体等が提案 し、これまでの活動に加 え新たに実施する活動 に対し、必要な支援を 行う。	・自治会 ・地区まちづくり委 員会 ・市民活動団体	・設立準備支援事業 補助率 5/10 補助限度額 5万円 ・市民提案事業 受給1年目 補助率10/10 補助限度額 50万円 受給2年目 補助率10/10 補助限度額 50万円	3,350
4	防災課	自主防災組織 育成事業	自主防災組織を結成し ようとする自治会に対 して、組織結成のための 経費及び防災資機材の 整備に要する経費を補 助する。	・自治会	組織結成補助金 5万円 資機材等整備補助金 30万円	2,100
5	防災課	防犯事業(防 犯灯設置費・ 防犯設備費)	自治会内における道路 等で防犯上危険と思わ れる場所に、防犯灯を 設置及びLED化更新費 用を補助するとともに、 安全で安心なまちづく り推進のため結成され た組織(団体)に対して 、防犯用設備及び備品 を整備するために費用 を補助する。	・自治会 ・自警団	・防犯灯設置費 支柱付電灯 補助率10/10 上限3万8千円 電灯のみ 補助率10/10 上限2万5千円 LED化更新 補助率1/2 上限1万円 ・防犯設備費 自警団 補助率1/2 上限5万円	1,971 31
6	介護長寿課	敬老事業	高齢者の長寿を祝う敬 老行事の開催に対し補 助を行う。	・地区まちづくり委 員会	・補助金 75歳以上の方 1,000円/1人当たり(7,496人) 地区活動補助 70,000円/1委員会当たり 開催補助(追加分) 全地区分304,000円 ・バス借上料(29台 762,300円)	9,123
7	土木課	道路維持補修 事業(那珂市 市道等の管理 に関する報償 金制度)	市が管理する市道等の 除草等の管理作業を行 う自治会、市民活動団 体等に対し、報償金を 支給する。	・自治会 ・市民活動団体等	報奨金の額(実施面積当たり) 2,000円/100㎡(限度額100,000円) 諸器材費 報償金の年額の30%(初年度に加算)	- (H26からの 制度により)
8	都市計画課	公園管理事業 (那珂市公園 等の管理に関 する報償金制 度)	市が直接管理する公 園、開発行為等によ って設置された公園、 緑地等の日常的な管理 作業を行う自治会、市 民活動団体等に対し、 報償金を支払う。	・自治会 ・市民活動団体等	報奨金の額(公園等の面積当たり) ①500㎡以下=6,000円+20円×面積 ②1,000㎡以下=10,000円+20円×面積 ③4,000㎡以下=20,000円+20円×面積 ④4,001㎡以上=30,000円+20円×面積(限度額 100,000円)	774

○自治会

区分	主な活動
環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の清掃 ・公園、ため池、通学路等の草刈り ・ごみステーションの維持管理 ・不法投棄の監視、粗大ごみの収集 ・花壇づくり など 
防犯・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール、児童生徒の登下校時の見守り ・防犯灯の設置、維持管理 ・自主防災訓練、防災マップの作成 など 
親睦・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り、歩く会など誰でも気軽に参加できるイベントの開催 ・市民運動会への参加 ・ソフトボール、バレーボール、グラウンドゴルフ大会への参加 ・子ども会、高齢者クラブへの支援 など 
福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会の開催、ひとり暮らし高齢者の見守り ・共同募金運動への協力 など 
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会広報紙の発行 ・自治活動施設の維持管理 ・学校行事への参加、協力 ・地域内の行政要望の取りまとめ、行政との連絡調整 など 

○地区まちづくり委員会

区分	主な活動
環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・花と緑の環境美化コンクールの審査(花壇の審査) ・有害広告物の撤去 など 
防犯・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロールのぼり旗の作製、配布 など 
親睦・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市民運動会の開催 ・ソフトボール、バレーボール、グラウンドゴルフ大会の開催 ・三世代交流事業の実施、自治会が実施する同事業への支援 など 
福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者への配食サービスの実施 ・敬老会の開催 ・日本赤十字社の社資、共同募金運動への協力 など 
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり委員会広報紙の発行 ・歴史探訪講座、男の料理教室など各種講座、教室の開催 ・あいさつ声かけ運動の実施 ・区域内の行政要望の取りまとめ、行政との連絡調整 など 

那珂市 行財政改革推進室

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

電 話 029-298-1111 (内線573)

URL <http://www.city.naka.lg.jp/>
